



武豊町建築物耐震改修促進計画 (令和3~12年度)



武豊町マスコットキャラクター

みそたろう

令和3年3月

【 目 次 】

第1章	はじめに	1
1-1	計画策定の背景	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	武豊町における地震被害の想定	3
第2章	計画の基本的事項	7
2-1	計画条件	7
2-2	住宅の耐震化の現状	13
2-3	住宅の耐震化に関するアンケート調査結果	15
2-4	建築物の耐震化の現状	33
第3章	計画の方針	36
3-1	計画の方針	36
3-2	計画の目標	37
第4章	耐震化及び減災化の促進を図るための取組	40
4-1	耐震化及び減災化に向けた役割分担	40
4-2	住宅の耐震化の促進	41
4-3	建築物の耐震化の促進	45
4-4	減災化の促進	47
4-5	耐震化・減災化に向けた環境整備	51
4-6	建築物に関する指導等について	55
第5章	その他関連する施策等	57
5-1	その他の地震時の安全対策や取組	57
第6章	計画達成に向けて	59
6-1	耐震化の進捗管理と計画の見直し	59

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景

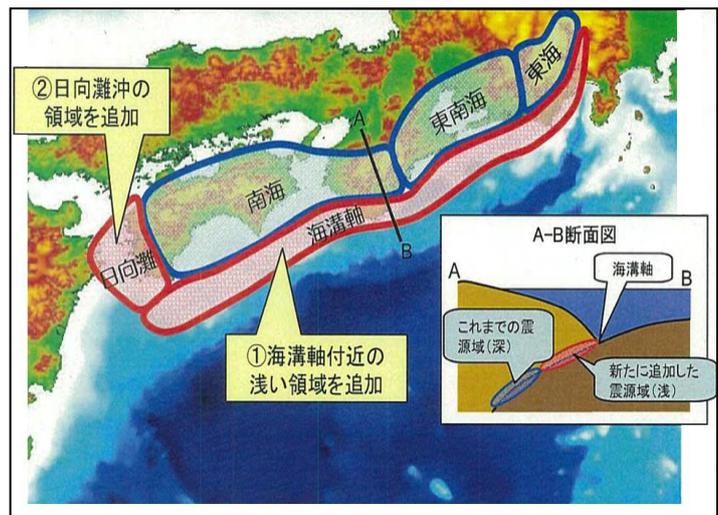
この計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下、「耐震改修促進法」という。）第6条に基づく、本町の区域内的の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画です。詳細は、以下に示すとおりです。

1. 地震頻発の状況と発生が懸念される地震

新潟県中越地震（平成16年10月）や福岡県西方沖地震（平成17年3月）、新潟県中越沖地震（平成19年7月）、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月）、そして熊本地震（平成28年4月）と、近年大規模な地震が頻発しており、我が国において大規模な地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

愛知県でも、東海・東南海・南海の3連動地震、さらには宮崎県沖の日向灘と南海トラフ沿いの海溝軸を震源域に加えた5連動地震の切迫性が指摘されており、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

図 巨大地震5連動の想定



出典：国土交通省中部地方整備局

2. 建築物耐震改修促進計画の策定

大規模な地震の発生が危惧される中、速やかな地震防災対策の推進が望まれますが、地震による人的被害や経済被害を減らす対策としては、住宅・建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要です。

このため、平成17年12月に耐震改修促進法が改正され、各地方公共団体において、計画的な耐震化を進めるために「耐震改修促進計画」を策定することが必要となりました。

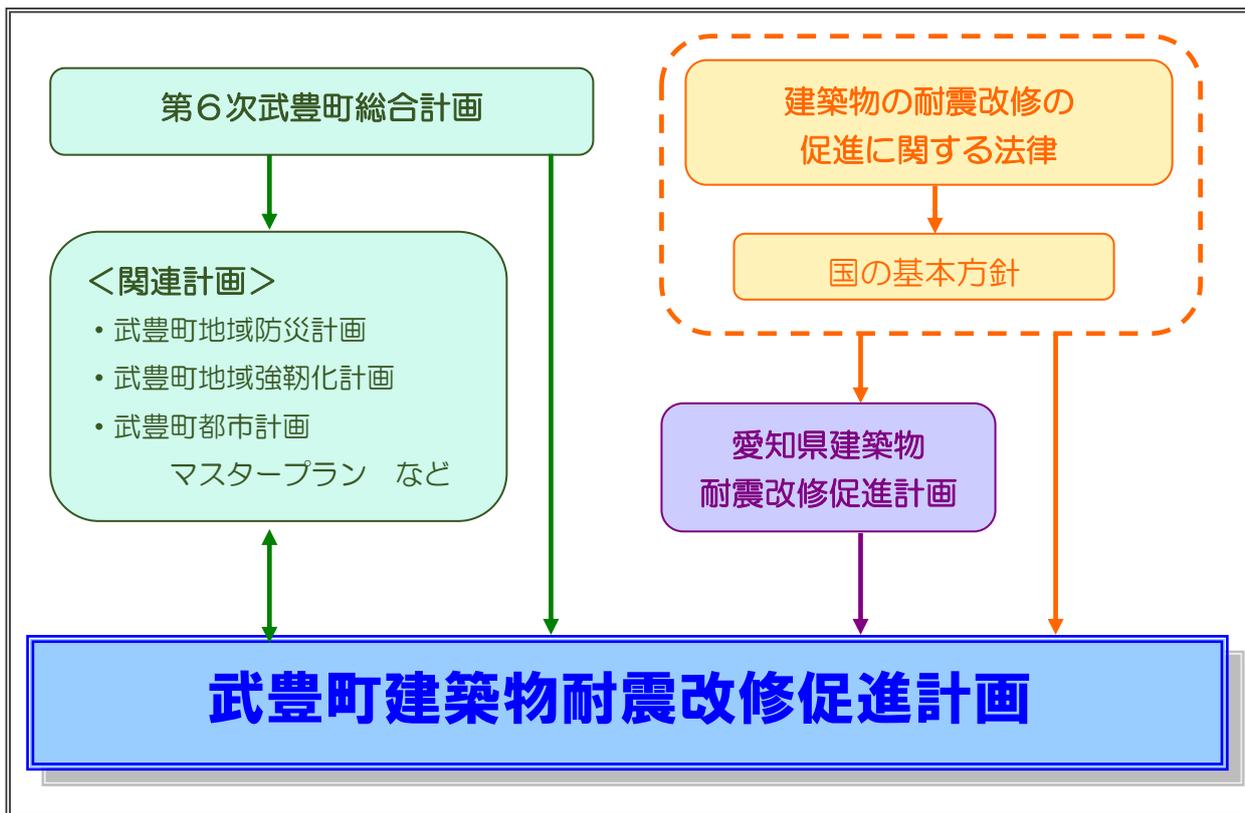
これを受け、本町では、平成20年3月に「武豊町建築物耐震改修促進計画」を策定し、平成24年度及び平成28年度に改定を行うとともに、無料耐震診断や耐震改修等への補助、啓発活動等を実施してきました。また、耐震シェルター等の整備や倒壊の恐れのあるブロック塀撤去への補助制度など、減災化を促進するための施策も併せて取り組んでいます。

今回、武豊町建築物耐震改修促進計画が最終年度を迎えるにあたり、耐震改修促進法施行令の改正及び愛知県が策定する「愛知県建築物耐震改修促進計画～あいち建築減災プラン2030～（以下、「県計画」という。）」の内容等を踏まえ、現時点における耐震化の状況や課題を整理し、住宅及び住宅以外の建築物の耐震化や減災化を促進するため、令和12年度を目標年度とした新たな計画として策定するものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法による国の基本方針及び県計画を踏まえ、本町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。また、第6次武豊町総合計画を上位計画とし、まちづくりの目標の一つである「災害に強く、安全・安心に暮らせるまち」を目指すため、本町の関連計画と整合を図り、住宅・建築物の耐震化や減災化に向けた具体的な方針等を設定します。

図 武豊町建築物耐震改修促進計画の位置づけ



2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能な世界を実現するための共通目標として、「17の持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されており、この目標の中には「11.住み続けられるまちづくり」が掲げられています。SDGsの基本的な考え方である「環境、経済、社会の統合的アプローチ」を踏まえ、住宅や建築物の耐震化や減災化を促進することは、SDGsが目指す社会的課題の解決につながるものです。

図 SDGsの17の目標を模したアイコン



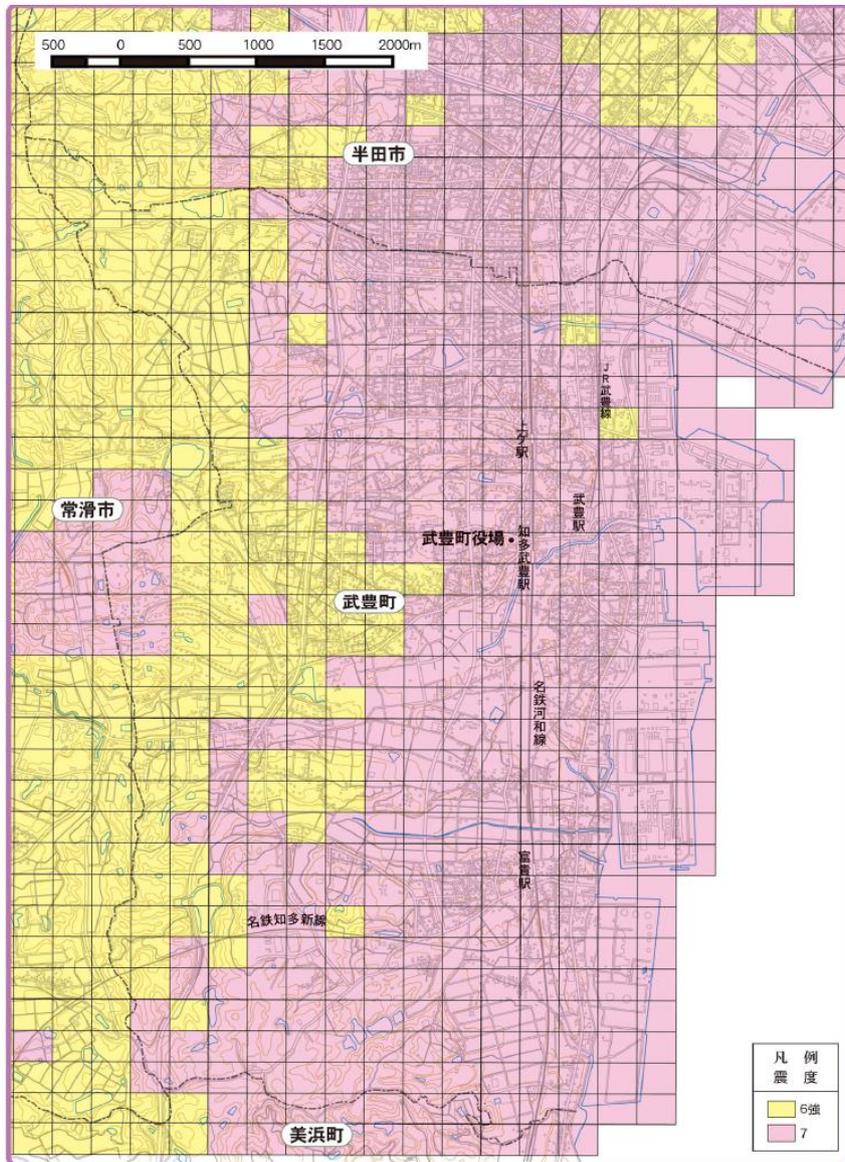
1-3 武豊町における地震被害の想定

1. 想定される地震の規模及び被害の状況

愛知県では、平成23年度から25年度にかけて東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査に基づき市町村別の被害の想定を行い、平成26年5月に公表しました（平成27年12月一部修正）。

その想定結果によると、南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるという前提で、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生した規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を参考に想定した「過去地震最大モデル」と、南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定した「理論上最大想定モデル」の2つのモデルで想定しており、「過去地震最大モデル」を地震・津波対策の基礎とし、「理論上最大想定モデル」を「命を守る」という観点で補足的に参照するものとされ、両モデルとも知多半島、渥美半島等広い範囲で震度7が想定されています。

図 理論上最大想定モデルによる震度分布



出典：平成23年度～25年度「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」
(平成26年5月愛知県防災会議地震部会資料)

本町については、「過去地震最大モデル」において町内全域で震度6強、「理論上最大想定モデル」において最大震度7と想定されています。被害については、「過去地震最大モデル」では死亡者数約30人、揺れや液状化、地震火災等による建物被害（全倒壊数）は約700棟、「理論上最大想定モデル」では死亡者数約500人、建物被害（全倒壊数）は約7,300棟と想定され、大規模な被害が発生することが想定されています。

表 人的被害の想定（死者数）

想定地震モデル	建物倒壊等	浸水・津波		火災	合計	
		（うち自力脱出困難）	（うち逃げ遅れ）			
理論上最大想定モデル	約400人	約40人	約30人	約10人	約60人	約500人
過去地震最大モデル	約30人	約10人	*	*	*	約30人

*：被害わずか（5未満）

出典：平成23年度～25年度「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成26年5月愛知県防災会議地震部会資料・平成27年12月修正）

表 建物被害の想定（全壊・焼失棟数）

想定地震モデル	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
理論上最大想定モデル	約6,000棟	約20棟	*	*	約1,300棟	約7,300棟
過去地震最大モデル	約500棟	約20棟	約10棟	*	約200棟	約700棟

*：被害わずか（5未満）

出典：平成23年度～25年度「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成26年5月愛知県防災会議地震部会資料・平成27年12月修正）

※理論上最大想定モデル：南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したものです。

※過去地震最大モデル：南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたものです。

※端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しません。

2. 想定される津波の状況

愛知県では、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査に基づき津波被害について想定されています。その調査結果によると、本町では「理論上最大想定モデル」において、最短で55分後に最大津波高3.2mが到達すると想定されています。

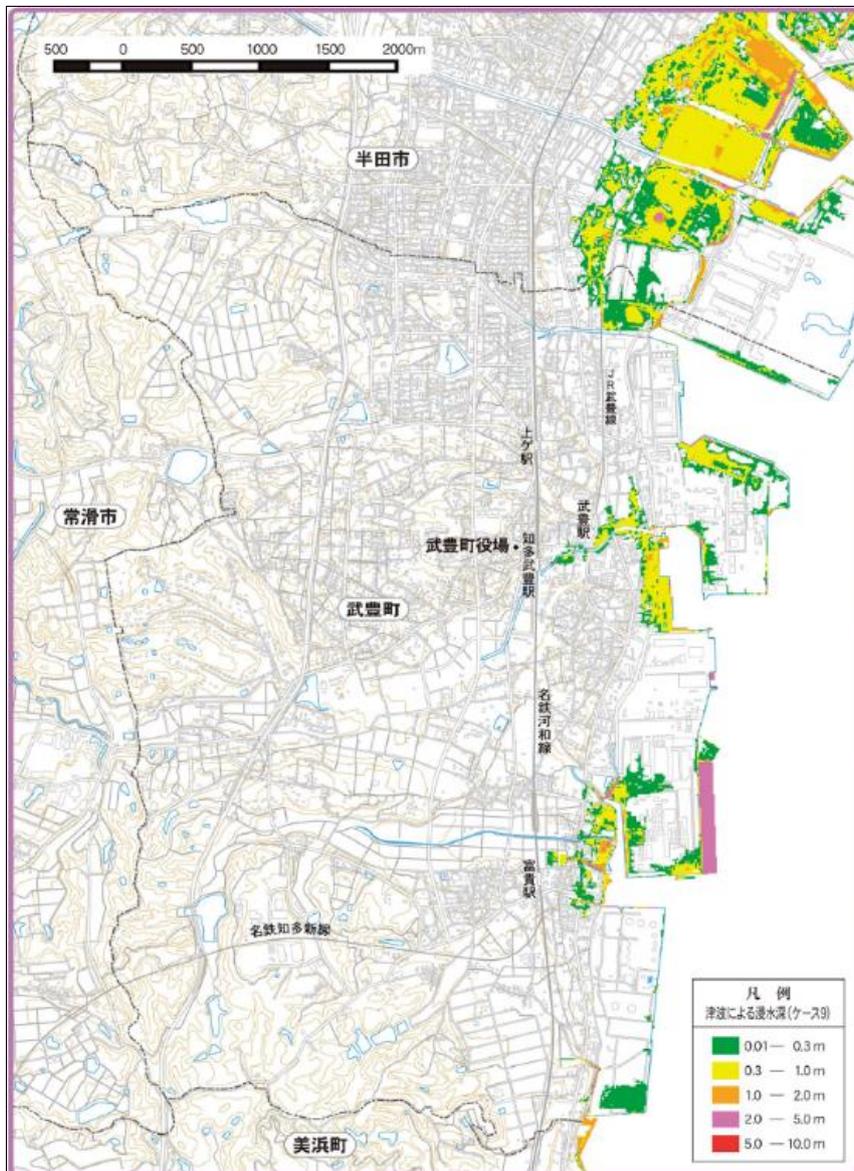
また、浸水深1cm以上の浸水面積は、89haと想定されています。

表 津波被害の想定

想定地震モデル	津波高 (最大)	津波到達時間 (最短)	浸水想定域 (浸水深1cm以上)
理論上最大想定モデル	3.2m	55分	89ha
過去地震最大モデル	3.4m	58分	60ha

出典：平成23年度～25年度「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」
(平成26年5月愛知県防災会議地震部会資料・平成27年12月修正)

図 理論上最大想定モデルによる津波浸水想定域



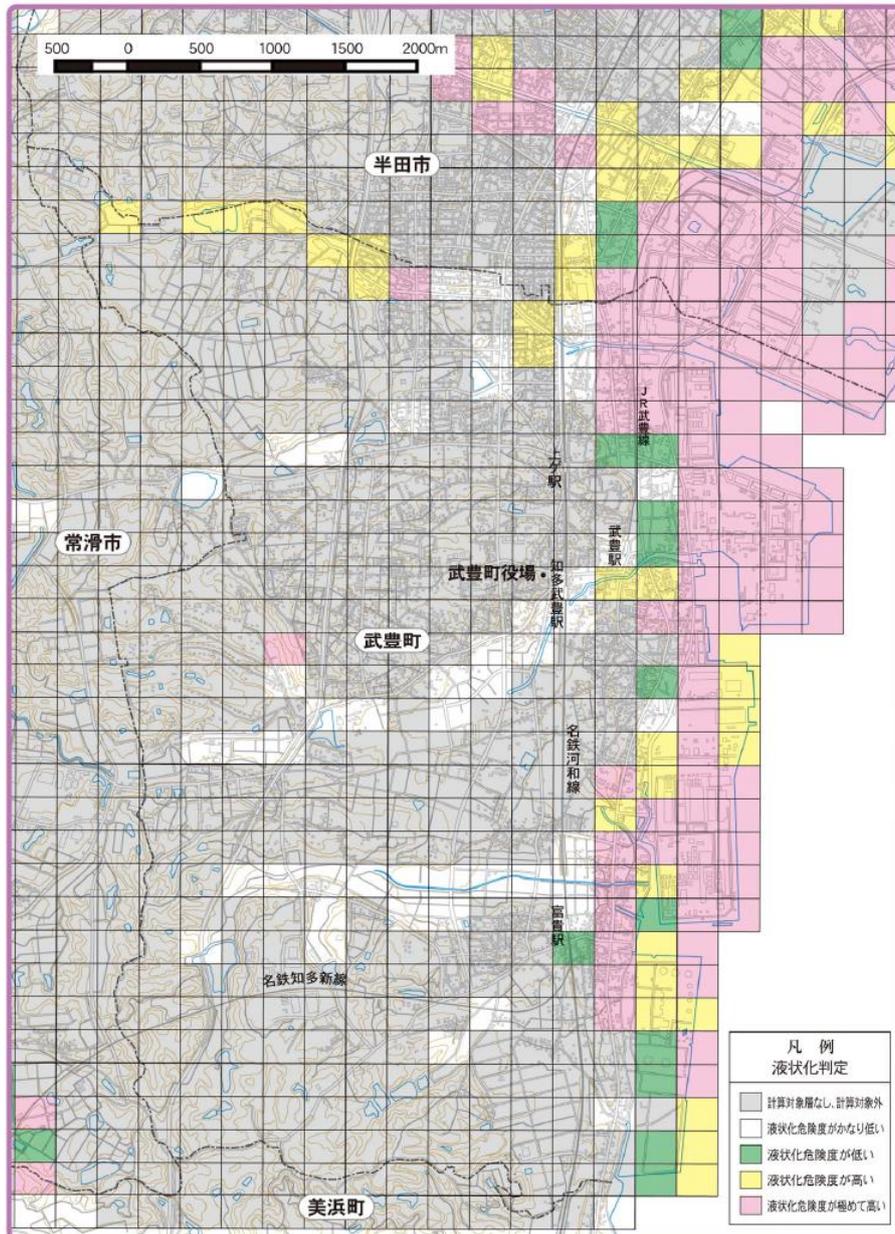
出典：平成23年度～25年度「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」
(平成26年5月愛知県防災会議地震部会資料)

3. 想定される液状化の状況

愛知県では、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査に基づき液状化危険度が想定されており、海部地域及び三河湾沿岸等が液状化の危険度が高いとされています。

本町では、沿岸部にかけて液状化の危険度が「極めて高い」「高い」区域が続いており、人口の集積した市街地や、鉄道、幹線道路などの都市機能の多くにおいて被害が発生することが想定されます。

図 理論上最大想定モデルによる液状化危険度



出典：平成 23 年度～25 年度「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」
(平成 26 年 5 月愛知県防災会議地震部会資料)

第2章 計画の基本的事項

本計画は、本町における、地震による住宅・建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を防ぐために策定します。

そのため、本計画では建築物の耐震化の進捗状況を確認した上で、耐震化及び減災化の目標を定めま
す。また、その目標を達成するために、施策を定め、県や所有者等と役割分担をして耐震化及び減災化
に取り組みます。

2-1 計画条件

1. 対象区域

本計画の対象区域は、本町全域とします。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

3. 対象とする建築物

本計画では、全ての住宅及び建築物を対象とし、特に昭和56年5月31日以前に着工された住宅及
び耐震性のない建築物（下表）を中心に耐震化を図っていきます。

また、本計画期間中に耐震化することが困難な住宅及び建築物に対しても減災化を促進してい
きます。

※耐震性のない建築物とは、昭和56年5月31日以前に着工された耐震不明建築物及び耐震診断の結果、耐震性が
ないことが明らかな建築物をいいます。

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■耐震診断義務付け建築物

耐震改修促進法第7条に示される建築物で、以下に示す建築物

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物 **P.8 参照**
- (2) 要安全確認計画記載建築物 **P.8 参照**

■特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条に示される建築物で、以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築
基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（要
安全確認計画記載建築物であるものを除く。）

- (1) 多数の者が利用する建築物（法^{※1}第14条第1号） **P.9 参照**
- (2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法^{※1}第14条第2号） **P.10 参照**
- (3) 県計画又は本計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物
（法^{※1}第14条第3号） **P.11 参照**

■その他の建築物

上記以外の建築物

※1 耐震改修促進法

■ 耐震診断義務付け建築物

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物とは、耐震改修促進法附則第3条に基づく次の建築物をいいます。

- 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物で、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物、小学校、幼稚園、老人ホーム等の地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物及び一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場の用途に供する建築物で、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なもの

(2) 要安全確認計画記載建築物

要安全確認計画記載建築物とは、耐震改修促進法第7条に基づく次の建築物をいいます。

① 防災上重要な建築物（耐震改修促進法第7条第1号）

- 愛知県地域防災計画に記載された指定避難所で、被災した住民が滞在することとなる建築物（想定される災害に地震を含むものに限る）のうち、既存耐震不適格建築物であるもの
- 愛知県地域防災計画に記載された「災害拠点病院」及び愛知県医療圏保健医療計画の救急医療の体系に組み込まれた「病院群輪番制参加病院」で、診療機能を有する建築物のうち既存耐震不適格建築物であるもの

上記のうち、愛知県が指定したものが対象となります。

② 県計画で指定した道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（法第7条第2号）

- 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により、県が指定した道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物

本町においては、耐震診断義務付け対象路線として、主要地方道半田南知多線の一部が指定されています。

[義務付け対象路線]

愛知県地域防災計画で定められた第一次緊急輸送道路を基本に、次の観点から緊急かつ重点的に取り組む道路として、県計画で指定した路線

- 市町村の区域を越えて相当多数の者の円滑な避難等に必要な道路であること。
- 地震発生後に、広域的かつ円滑な応急対策活動に必要な道路であること。
- 接する建築物がない自動車専用道路については除く。



「あいち建築減災プラン」から、耐震診断義務付け路線図を抜粋

③ 本計画で指定した道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（法第7条第3号）

- 耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定により、本計画で指定した道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物

本計画では、耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づく耐震診断義務付け路線は指定していません。

■ 特定既存耐震不適格建築物

(3) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下の用途及び規模とします。

表 多数の者が利用する建築物の基準

法 ^{※1}	政令 第6条 第2項	用途	規模	
第14条第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	
	第2号	小学校 等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		階数2以上かつ1,000㎡以上	
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅 ^{※2} (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上		

※1 耐震改修促進法

※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

(4) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、耐震改修促進法に基づき、以下の種類及び数量の危険物を貯蔵又は処理する建築物とします。

表 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の基準

法 ^{※1}	政令 第7条 第2項	用途		規模
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン	
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
	第5号	マッチ	300マッチトン ^{※2}	
	第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く。)	2万立方メートル	
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第8号	液化ガス	2,000トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	20トン		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	200トン		

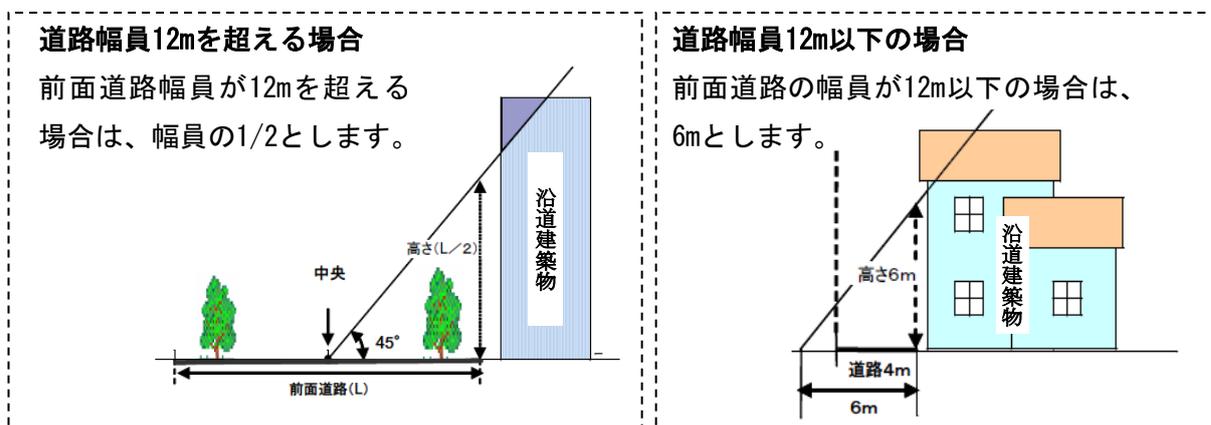
※1 耐震改修促進法

※2 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7200個、約120kg

(5) 通行障害既存耐震不適格建築物

■ 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害既存耐震不適格建築物は、下記により定める「地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるものとします。



■ 地震発生時に通行を確保すべき道路

建築物の倒壊が、緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」（耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号並びに第6条第3項第2号）として指定し、道路沿道の建築物の耐震化を促進します。

「地震発生時に通行を確保すべき道路」は、県が指定する第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路、本町が指定する緊急輸送道路を基本として指定します。

表 県及び町指定の緊急輸送道路

区分	位置づけ
第一次緊急輸送道路 (県指定)	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第二次緊急輸送道路 (県指定)	第一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
町指定緊急輸送道路	第一次・第二次緊急輸送道路と連絡し、町内の緊急輸送を担う道路

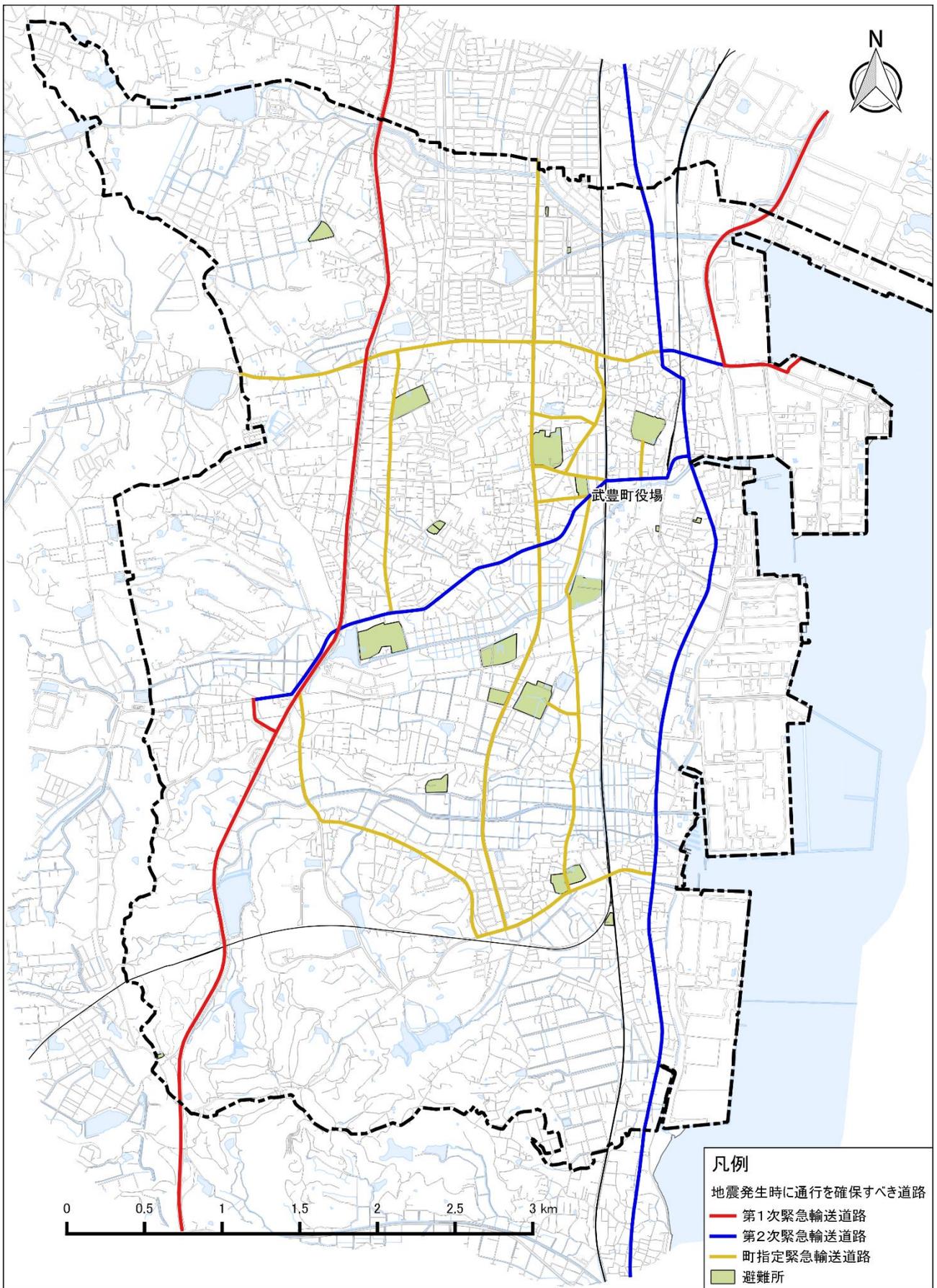


図 地震発生時に通行を確保すべき道路

2-2 住宅の耐震化の現状

1. 住宅の耐震化の現状

住宅・建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。

この基準によって建築された住宅・建築物（以下「新耐震住宅」又は「新耐震建築物」という。）は阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。

一方、改正前に建築された住宅・建築物（以下「旧耐震住宅」又は「旧耐震建築物」という。）は阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

(1) 住宅の耐震化の算出方法

国土交通省が設置した「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」（以下「あり方研究会」という。）が令和2年5月に公表した報告において、耐震改修の実態をより正確に反映できる住宅の耐震化率の推計方法が新たに示されました。

本計画では、「あり方研究会」で示された耐震化率の推計方法に準じて、本町の平成30年及び平成25年の住宅の耐震化率を算出しています。

(2) 本町の住宅の耐震化率

平成30年度時点で、町内における住宅の耐震化の現状は、居住世帯のある住宅総数16,460戸のうち14,140戸は耐震性があると推計され、耐震化率は85.9%です。

耐震性がないと判断される住宅が2,320戸存在し、その内訳は木造が2,100戸（90.5%）、非木造が220戸（9.5%）です。

■本町における住宅の耐震化率（平成30年）

（単位：戸）

区分	総戸数	新耐震住宅 (耐震性あり) ①	旧耐震住宅	耐震性		耐震性がある住宅 ①+②	耐震化率	
				あり②	なし			
木造	戸建て	11,280	8,000	3,280	1,230	2,050	9,230	81.8%
	戸建て以外	360	290	70	20	50	310	86.1%
非木造	戸建て	450	380	70	60	10	440	97.8%
	戸建て以外	4,370	3,700	670	460	210	4,160	95.2%
合計	16,460	12,370	4,090	1,770	2,320	14,140	85.9%	
			16,460			16,460		

総務省「住宅・土地統計調査（平成30・25・20年）」を用い、国土交通省「あり方研究会」で示された方法により算出

(3) 国・県・本町の耐震化状況の比較

国、県、本町の住宅の耐震化率を下表に示します。

本町の耐震化率は85.9%と、国の87.0%、愛知県の89.7%と比較して低くなっています。

■参考：平成30年における国・県・本町の住宅の耐震化率

(単位：戸)

区分	総戸数	新耐震住宅 (耐震性あり) ①	旧耐震 住宅	耐震化状況		耐震性が ある住宅 ①+②	耐震化 率
				耐震性 あり②	耐震性 なし		
国	53,600,000	40,500,000	13,100,000	6,100,000	7,000,000	46,600,000	87.0%
愛知県	3,069,200	2,385,600	683,600	366,700	316,900	2,752,300	89.7%
本町	16,460	12,370	4,090	1,770	2,320	14,140	85.9%

本町：総務省「住宅・土地統計調査（平成30・25・20年）」を用い、国土交通省「あり方研究会」で示された方法により算出

国：国土交通省「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料（令和2年5月）」

県：愛知県「愛知県建築物耐震改修促進計画～あいち建築減災プラン2030～」（令和3年3月）」

2-3 住宅の耐震化に関するアンケート調査結果

1. 住宅所有者へのアンケート調査の概要

住宅の耐震化に関する町民の意識や課題を把握するために、戸建ての旧耐震住宅に居住されている方に対し、耐震診断・耐震改修の実施の有無やその他の耐震・減災対策等についてアンケートを実施しました。

(1) アンケート調査の対象とした住宅

町内において、旧耐震基準（昭和56年以前）で建築された戸建て住宅にお住まいの方約3,200名に対し、郵送によりアンケート調査を実施しました。

(2) 調査期間

令和2年10月14日にアンケート調査票を発送し、回答期限を10月31日としました。

(3) 調査対象数及び回収数等

アンケート調査票発送数3,221通に対して回収された調査票は1,535通で、回収率は47.7%でした。

(4) 調査項目

調査項目は、回答者、対象建物の状況、耐震診断・耐震改修実施の有無とその理由、住宅の撤去予定、耐震化に関する町への要望等について、合計22の設問を設定しました。

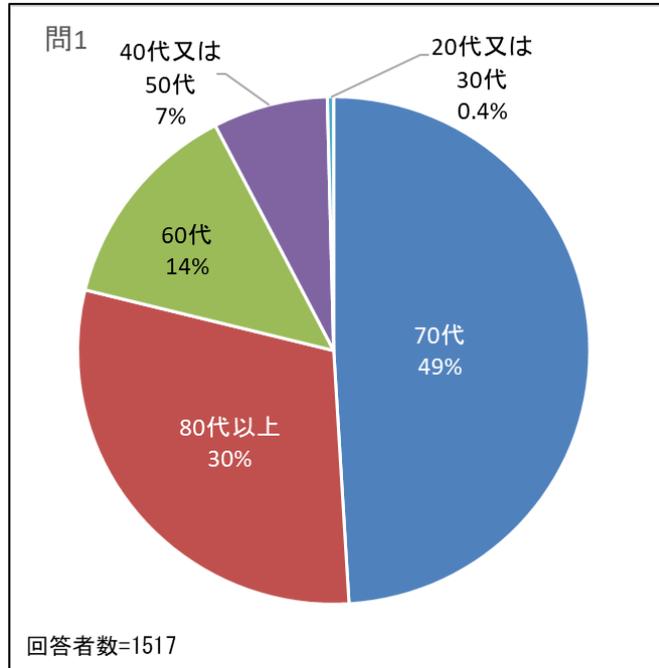
2. 住宅所有者へのアンケート調査の結果

22の設問及びその最多回答等は、次のとおりです。

■ 全ての世帯への設問

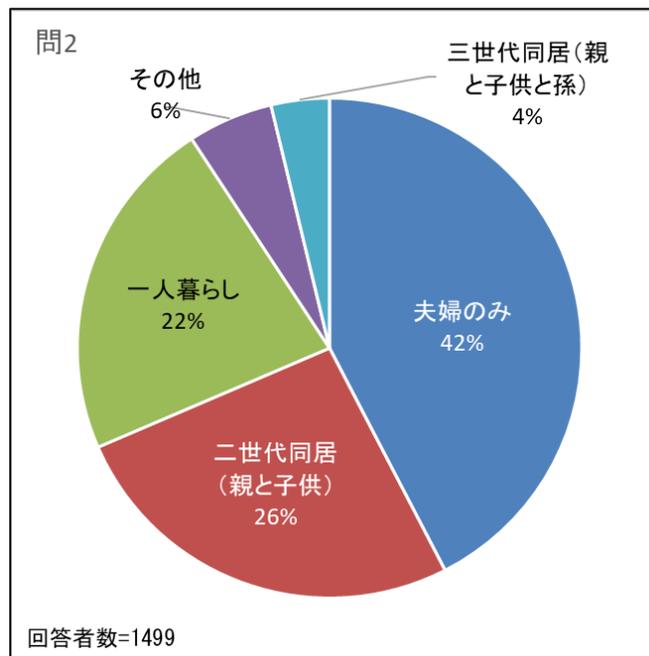
【問1】世帯主の方の年齢を教えてください。

- 「70代」が49%、「80代」が30%で全体の約8割を占めています。



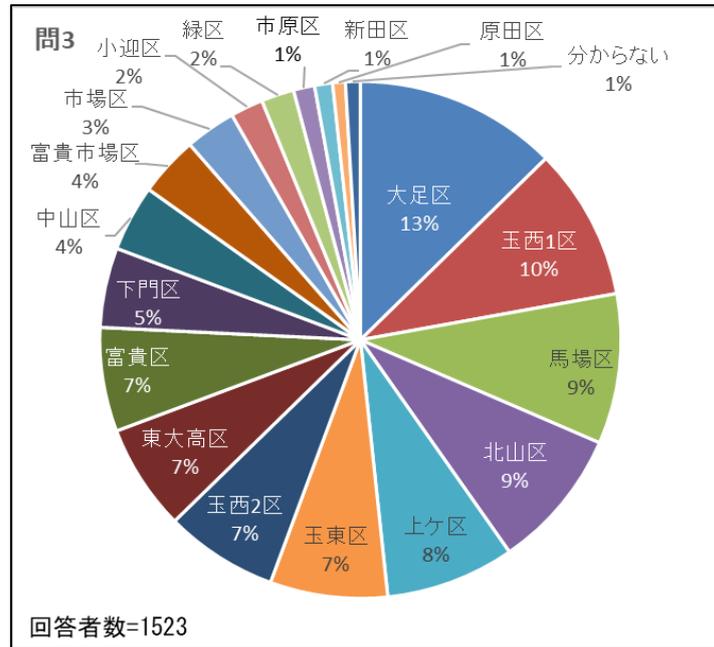
【問2】同居されている家族構成は次のうちどれですか。

- 「夫婦のみ」が42%と多く、「二世帯同居」が26%、「一人暮らし」が22%です。



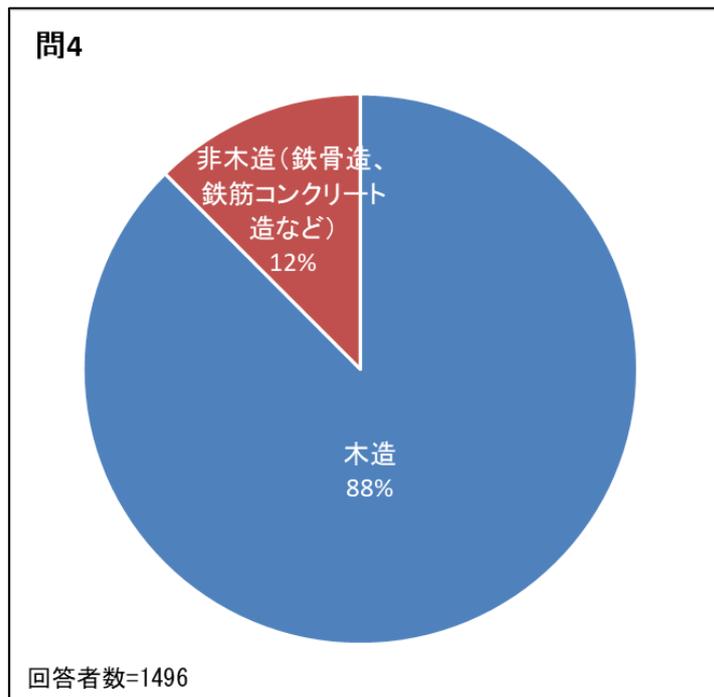
【問3】 お住まいの建物はどの区（自治会）にありますか。

- アンケートは各区に存在する旧耐震住宅の数に応じて配布しています。「大足区」「玉西1区」「馬場区」「北山区」「上ヶ区」が多くなっています。



【問4】 お住まいの建物の構造は次のうちどれですか。

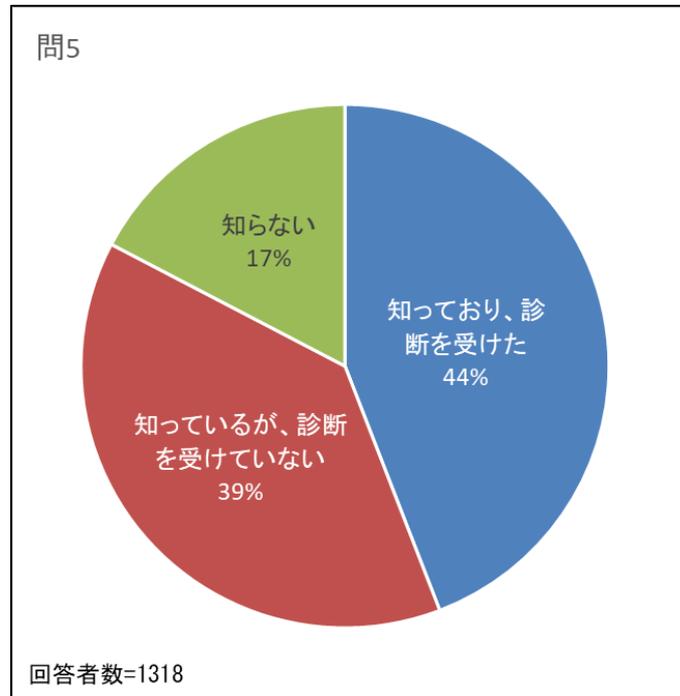
- 「木造」が88%、「非木造」が12%です。



■ 木造住宅居住世帯への設問

【問5】町の木造住宅無料耐震診断事業があることを知っていますか。

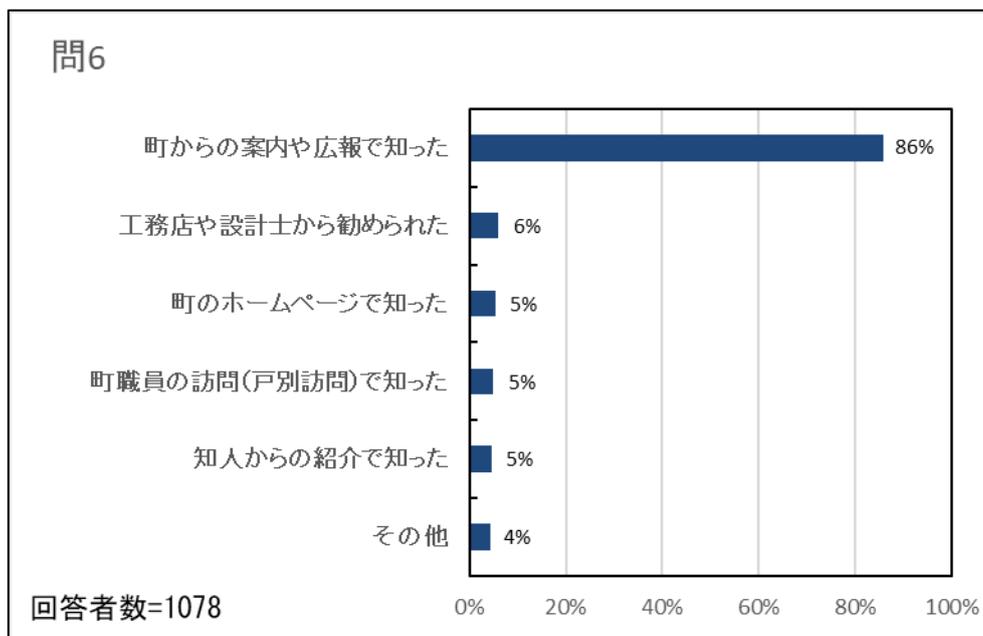
- 「知っており、診断を受けた」が44%、「知っているが、診断を受けていない」が39%、「知らない」が17%です。



【問6】町の木造住宅無料耐震診断事業を知ったきっかけは何ですか。（無料耐震診断を知っている人）

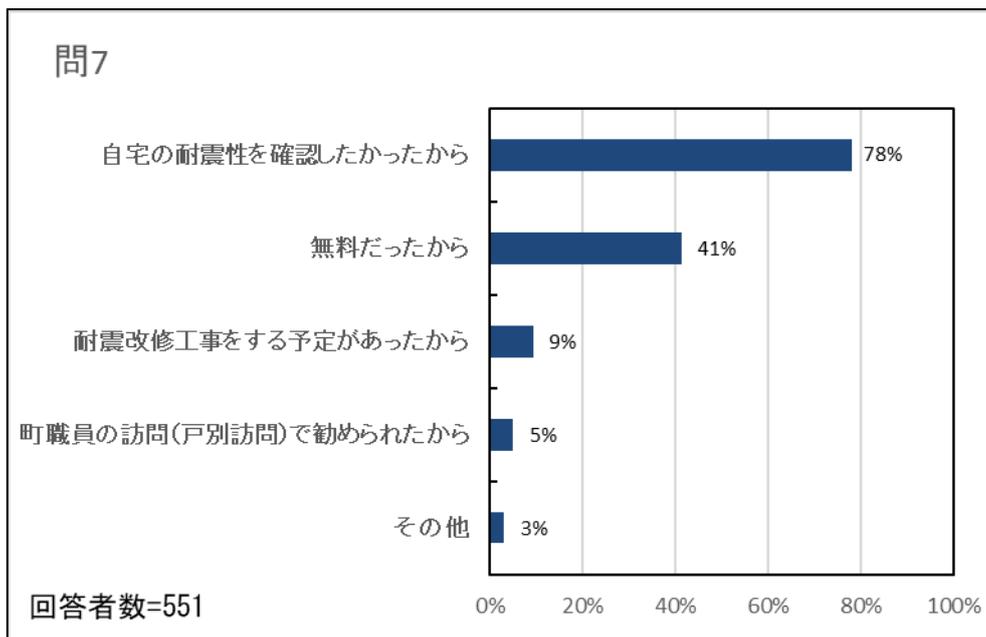
[複数回答]

- 事業を知っている方の86%が「町からの案内や広報紙で知った」がきっかけと答えています。



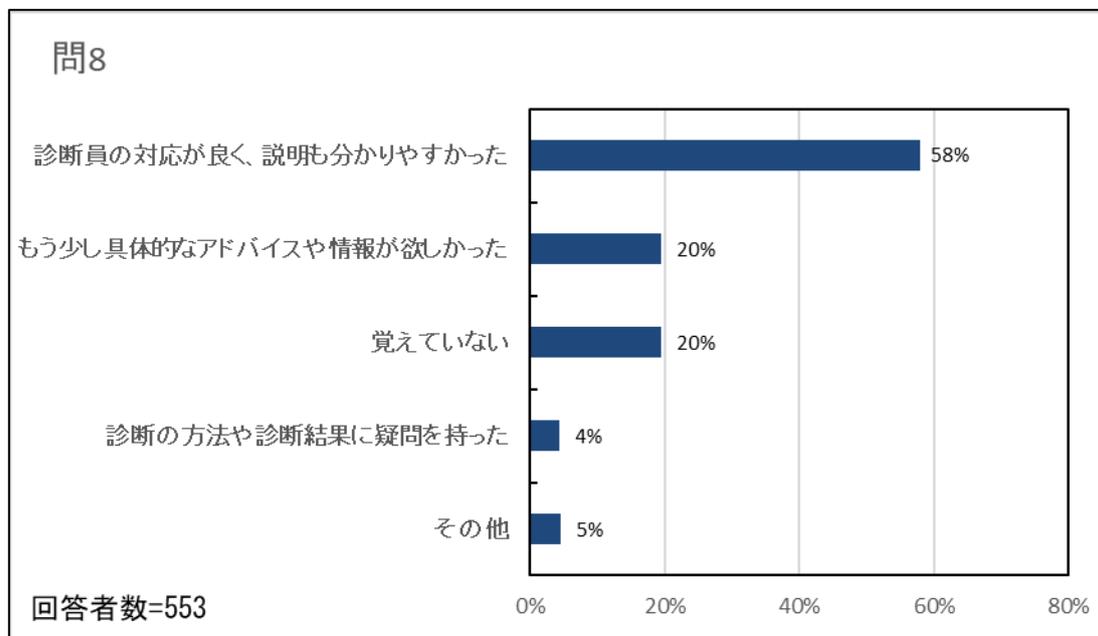
【問7】 診断を受けたきっかけは何ですか。(耐震診断を受けた人) [複数回答]

- 診断を受けた方の78%が「自宅の耐震性を確認しなかったから」、次いで41%が「無料だったから」と回答しています。



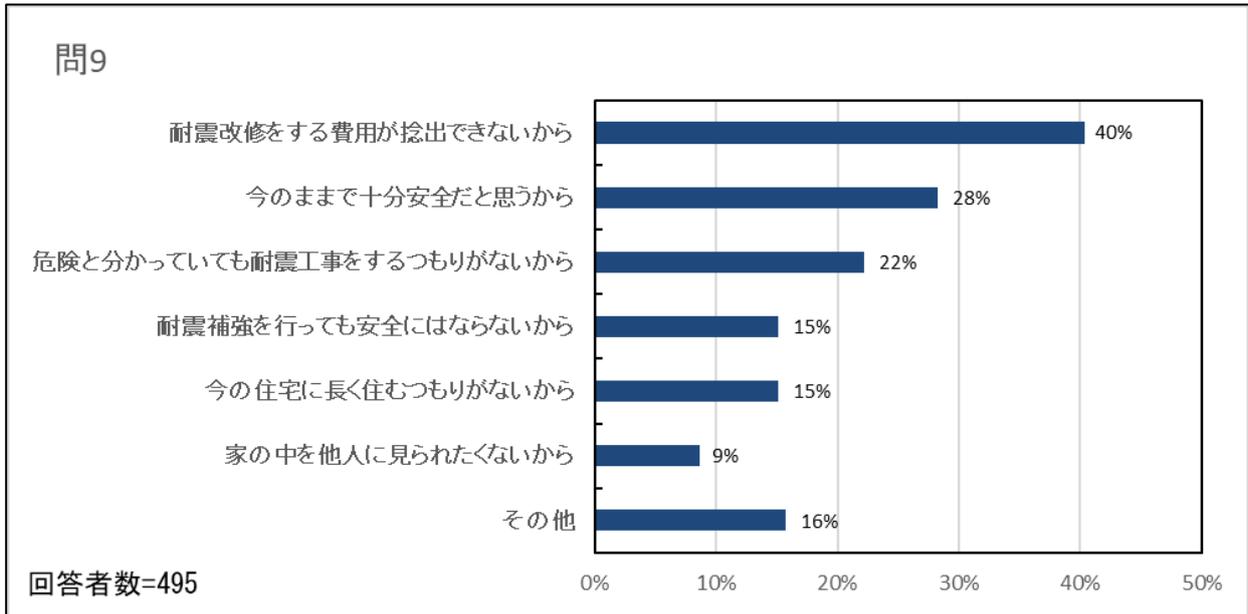
【問8】 診断員の対応や説明はどうでしたか。(耐震診断を受けた人) [複数回答]

- 診断を受けた方の58%が「診断員の対応が良く、説明も分かりやすかった」と評価している一方、20%が「もう少し具体的なアドバイスや情報が欲しかった」と要望しています。



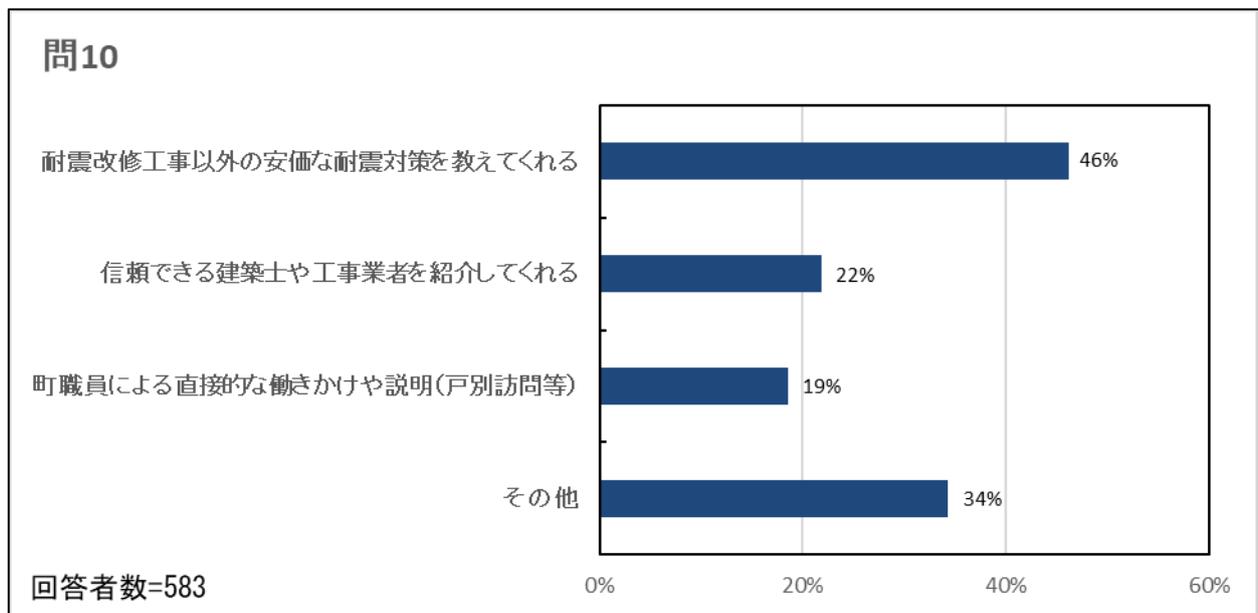
【問9】耐震診断を受けていない理由は何ですか。(耐震診断を受けていない人)[複数回答]

- 無料耐震診断を知り、診断を受けていない方の40%が「耐震改修をする費用が捻出できないから」、次いで28%が「今のままで十分安全だと思うから」を理由とされています。



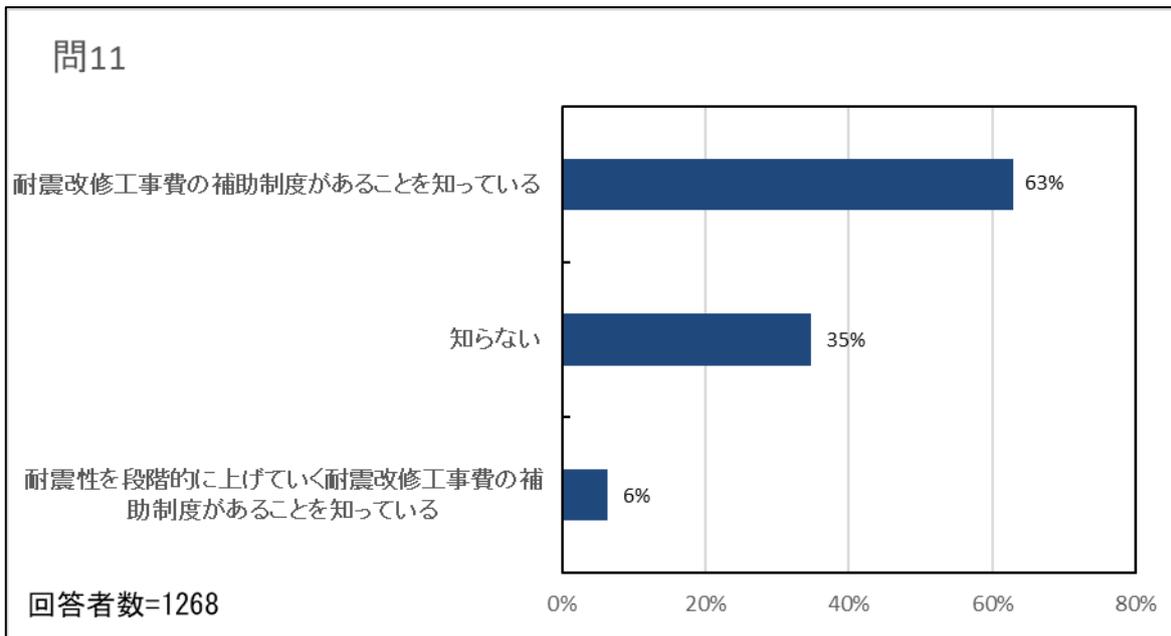
【問10】どのようなことがあれば診断を受けてもいいと思いますか。(耐震診断を受けていない人)[複数回答]

- 無料耐震診断を知った上で診断を受けていない方が今後耐震診断を受けるための要件として、46%の方が「耐震改修工事以外の安価な耐震対策を教える」、次いで22%の方が「信頼できる建築士や工事業者を紹介してくれる」と答えています。



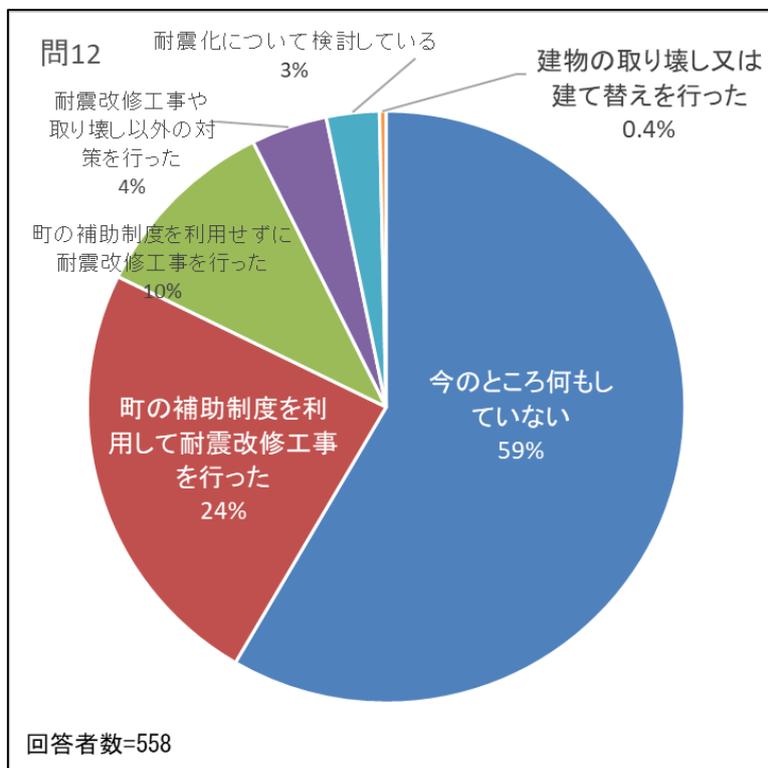
【問11】 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅について、耐震改修費補助事業があることを知っていますか。〔複数回答〕

- 「耐震改修工事費の補助制度があることを知っている」が63%、「知らない」が35%です。



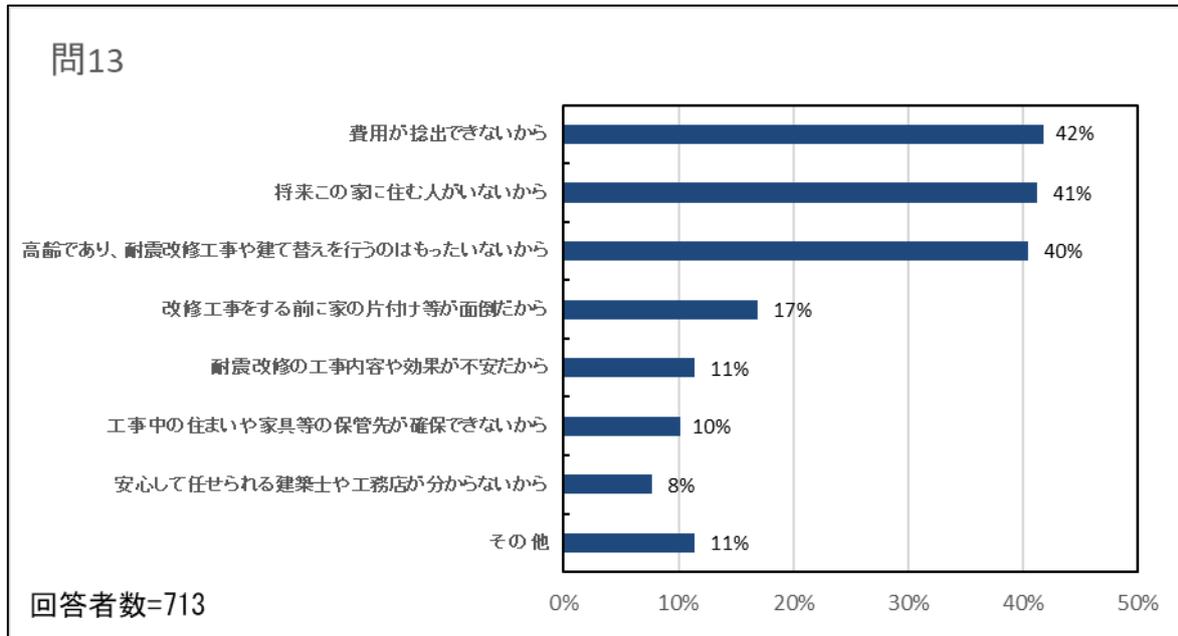
【問12】 耐震診断を受けた後、耐震化に関する取組を行いましたか。(耐震診断を受けた人)

- 診断を受けた方の59%が「今のところ何もしていない」と回答しており、何らかの方法により耐震改修工事を行った方は約34%にとどまっています。



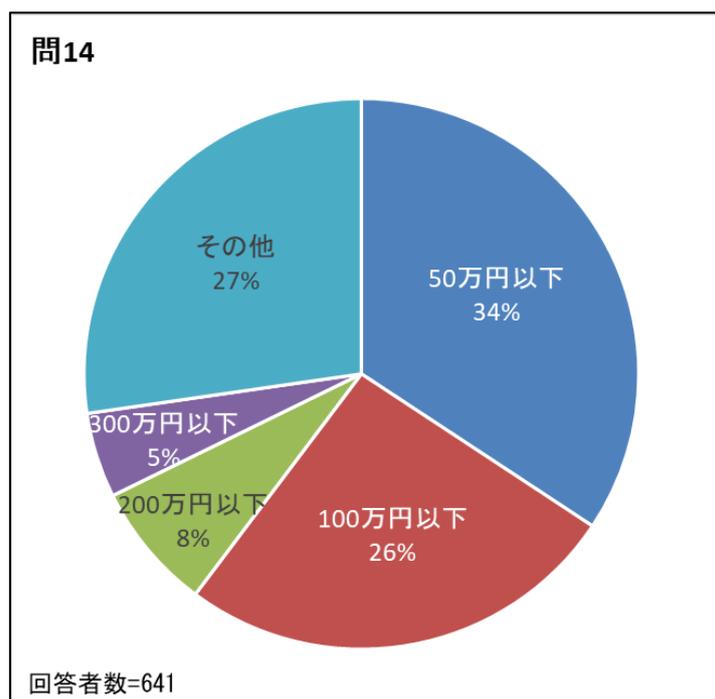
【問13】 これまで耐震改修工事や建替えをしていない理由は次のうちどれですか。（問13～問15までの設問は、問12の診断後、耐震化に関する取組について「耐震改修や取り壊し以外の対策を行った」「耐震化や建替え等を検討している」「今のところ何もしていない」と答えた人が対象）[複数回答]

- 耐震改修や建替え・取り壊しをされていない理由として、「費用が捻出できないから」、「将来この家に住む人がいないから」、「高齢であり、耐震改修や建替えを行うのはもったいないから」がそれぞれ41%前後の回答がありました。



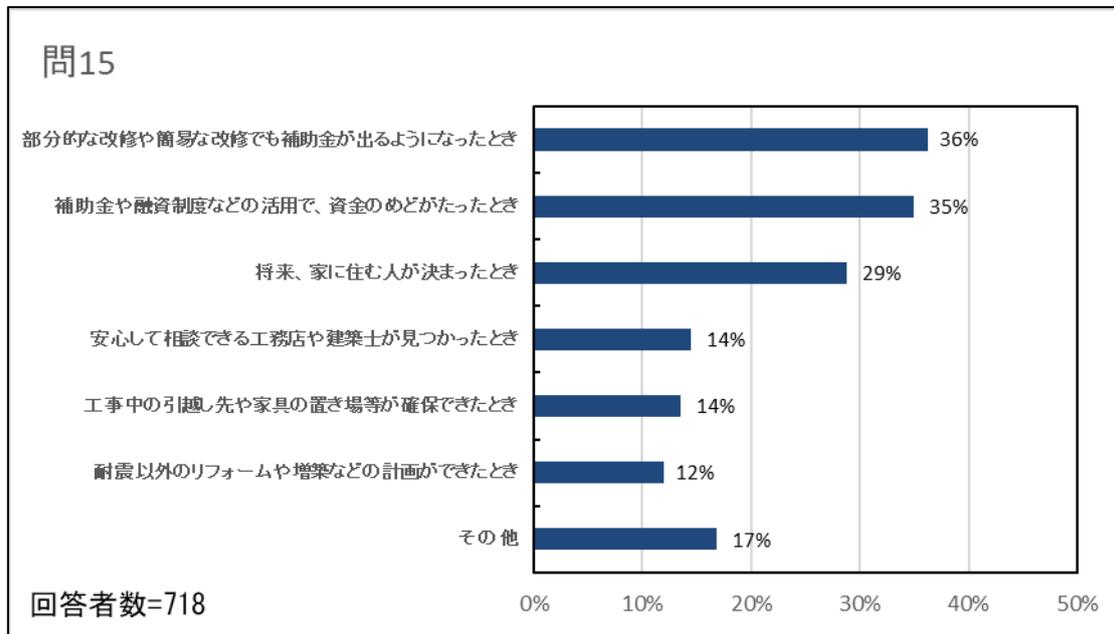
【問14】 自分が支払う費用がどの程度であれば耐震改修工事を行いたいと思いますか。

- 「50万円以下」が34%と最も多く、次いで「100万円以下」が26%と、100万円までが60%を占めています。



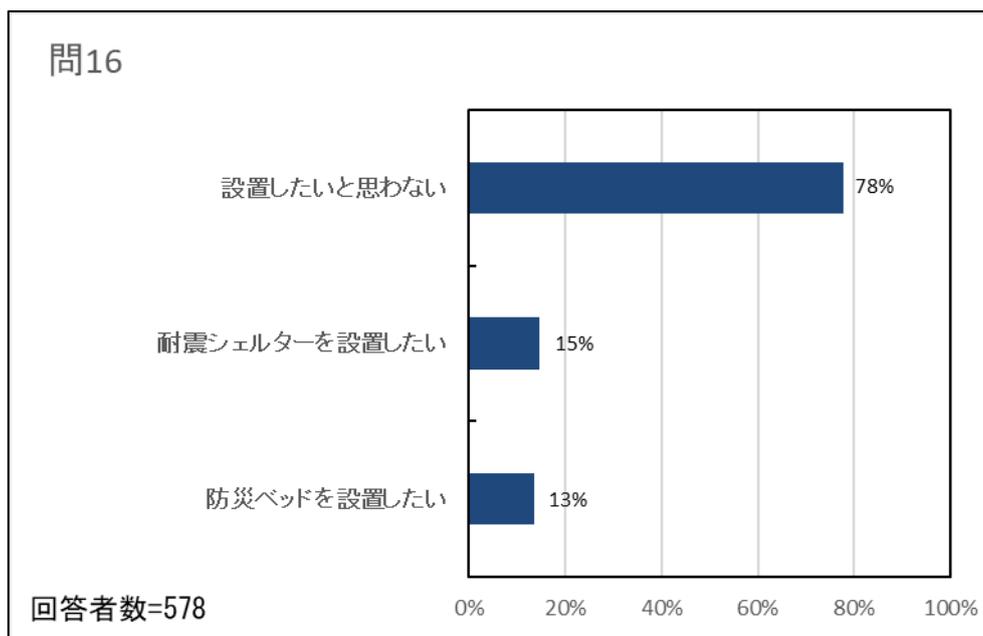
【問15】 どのような条件が揃えば耐震改修工事をしようと思いますか。[複数回答]

- 「部分的な改修や簡易な改修でも補助金が出るようになったとき」が36%、「補助金や融資制度などの活用で、資金のめどがたったとき」が35%、「将来、家に住む人が決まったとき」が29%と続いています。



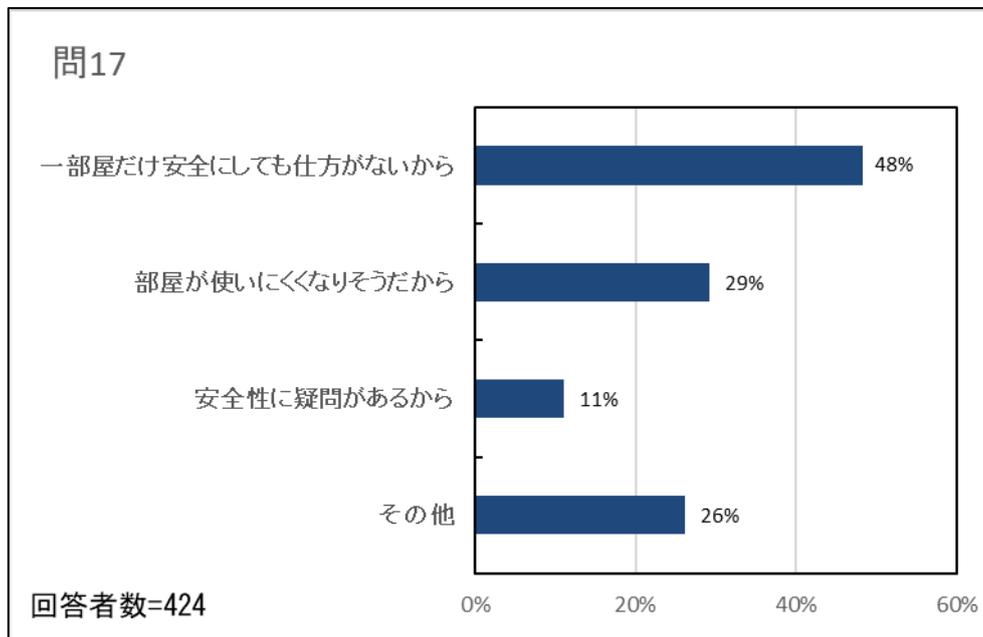
【問16】 耐震シェルター、防災ベッドの設置に対して町から補助金が出ますが、設置したいと思いますか。(診断後、耐震化に関する取組に対して「今のところ何もしていない」と答えた人) [複数回答]

- 「耐震シェルターを設置したい」は15%、「防災ベッドを設置したい」は13%にとどまり、78%の方は「設置したいと思わない」と回答しています。



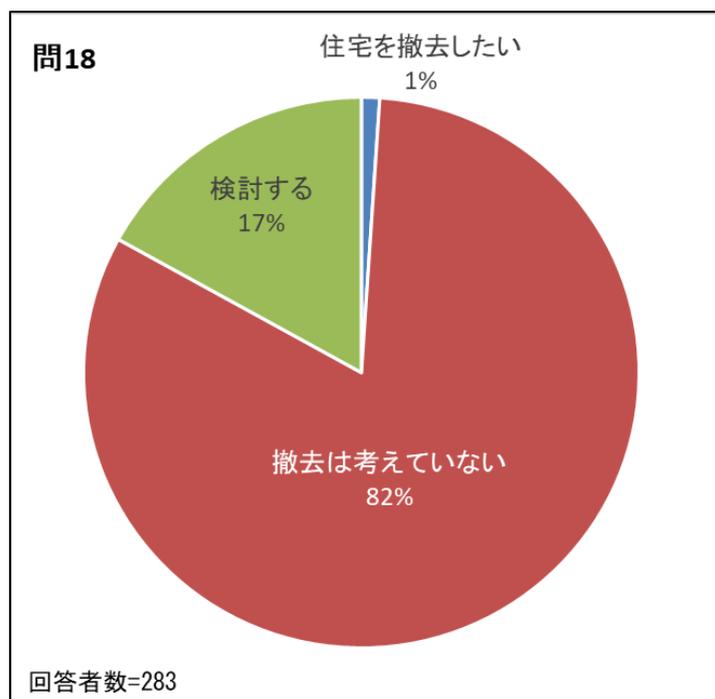
【問17】設置したいと思わない理由は次のうちどれですか。(耐震シェルター等を「設置したいと思わない」と答えた人)[複数回答]

- 設置したいと思わない理由は、「一部屋だけ安全にしても仕方がないから」が48%と最も多く、次いで「部屋が使いにくくなりそうだから」が29%が続いています。



【問18】木造老朽住宅の撤去（取り壊し）に対して町から補助金が出ますが、実施したいと思えますか。（診断後、耐震化に関する取組に対して「今のところ何もしていない」と答えた人）

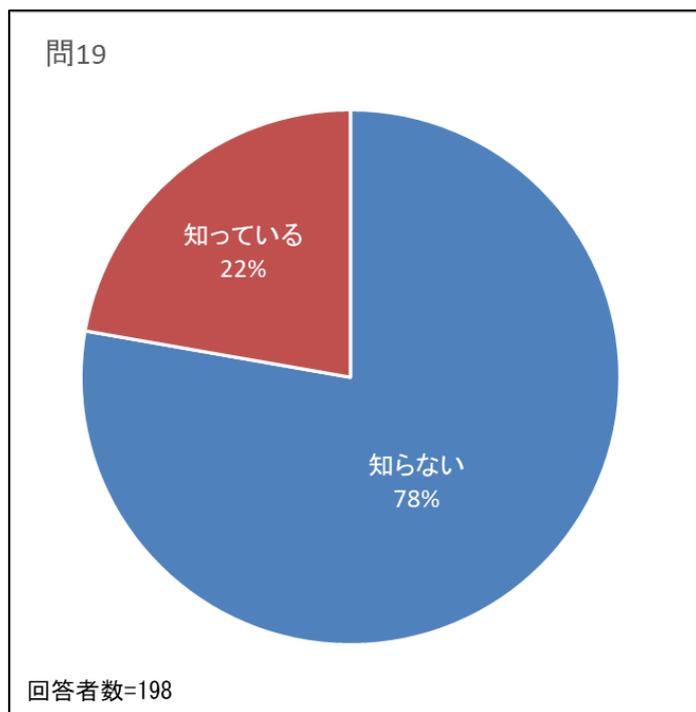
- 「撤去は考えていない」が82%と多く、「検討する」が17%、「撤去したい」は1%となっています。



■ 非木造住宅居住世帯への設問

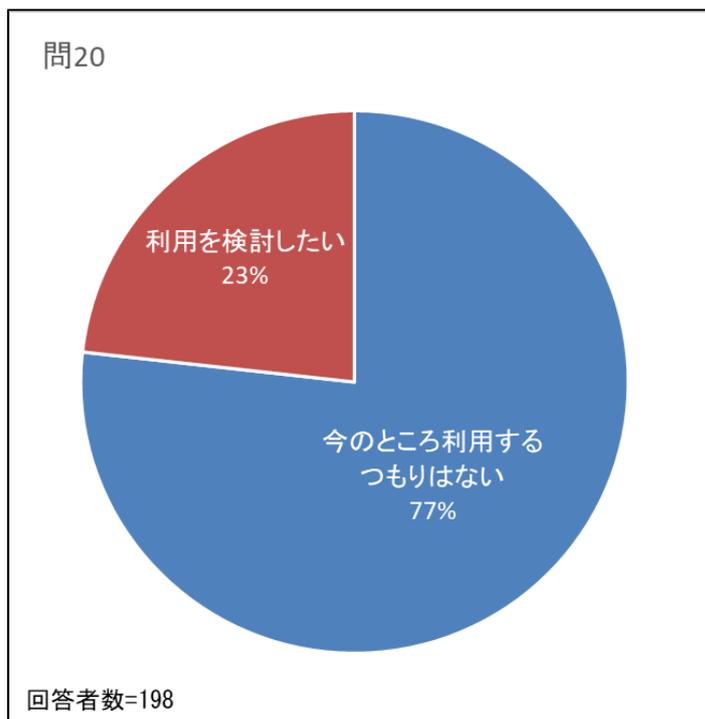
【問19】町の非木造住宅耐震診断・改修費等補助事業があることを知っていますか。

- 「知らない」が78%、「知っている」が22%です。



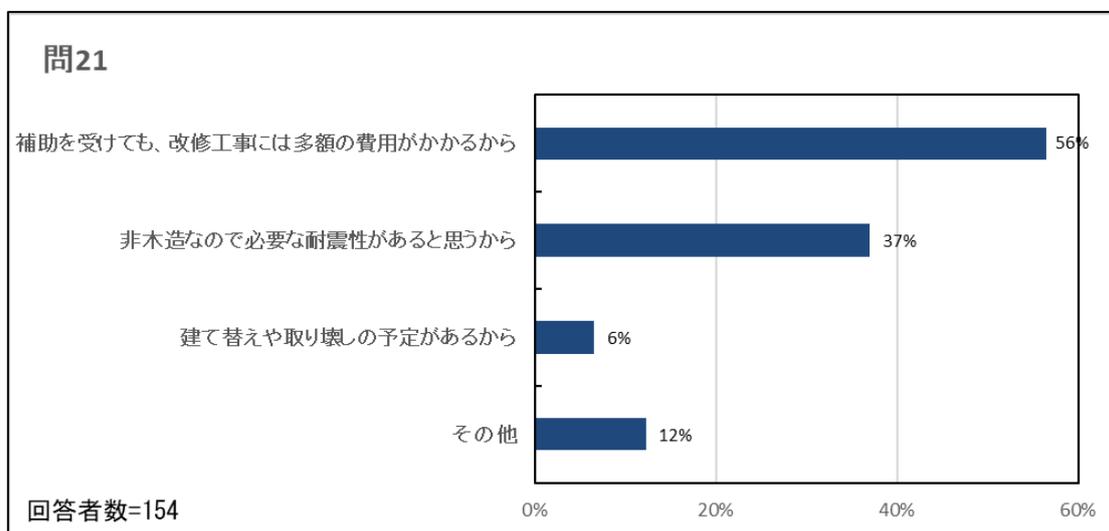
【問20】町の非木造住宅耐震診断・改修費等補助事業を利用したいと思いますか。

- 「今のところ利用するつもりはない」が77%、「利用を検討したい」が23%です。



【問21】 利用しない理由は何ですか。(町の補助事業に対して「今のところ利用するつもりはない」と答えた人) [複数回答]

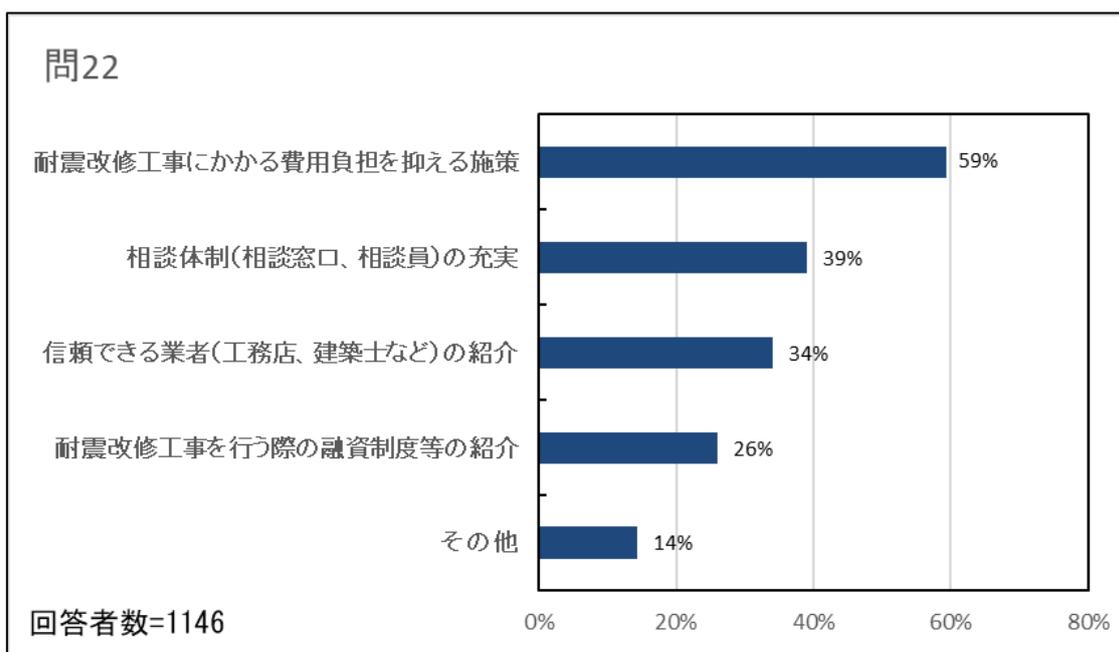
- 町の補助事業を今のところ利用するつもりがない方は、その理由として、56%が「補助を受けても、改修工事には多額の費用がかかるから」、37%が「非木造なので必要な耐震性があると思うから」と回答しています。



■ 全ての世帯への設問

【問22】 耐震化を行う上で、町に実施してほしい施策は何ですか。 [複数回答]

- 「耐震改修工事にかかる費用負担を抑える施策」の回答数が59%と最も多く、次いで「相談体制(相談窓口、相談員)の充実」が39%、「信頼できる業者(工務店、建築士など)の紹介」が34%と続いています。



3. アンケート結果による住宅所有者の意識

アンケート回答者の世帯主の年代は、70代以上が約8割を占めています。

家族構成は一人暮らしが22%、夫婦のみが42%、合わせて全体の約2/3が世代間同居をしていない単世帯です。

旧耐震住宅の耐震化・減災化に向けた施策を検討するに当たり、所有者の年代・家族構成の違いによる特徴を把握するため、以下の所有者属性及び回答世帯数等による分類としました。

分類	木造		非木造		計	
	回答世帯数	割合	回答世帯数	割合	回答世帯数	割合
A：世帯主が60代以下の全ての世帯	274	21%	44	23%	318	21%
B：世帯主が70代以上の一人暮らし世帯	247	19%	26	14%	273	18%
C：世帯主が70代以上の夫婦のみ世帯	484	37%	71	37%	555	37%
D：世帯主が70代以上の多世代同居世帯	310	23%	49	26%	359	24%
合計	1,315	100%	190	100%	1,505	100%

回答者数は、年代、家族構成、構造の3つの設問全てに区分可能な世帯の数

■ 木造住宅所有世帯の年代・家族構成による耐震化への意識差

木造住宅所有者 (年代・家族構成)	A「世帯主が60代以下の全ての世帯」	B「世帯主が70代以上の一人暮らし世帯」	C「世帯主が70代以上の夫婦のみ世帯」	D「世帯主が70代以上の多世代同居世帯」
----------------------	--------------------	----------------------	---------------------	----------------------

【町の木造住宅無料耐震診断について】

診断を【知っており、受けた】	36%	44%	48%	46%
診断を【知っているが、受けていない】	41%	35%	39%	38%
【知らない】	23%	21%	13%	16%
耐震診断を【知っているが、受けていない】理由				
耐震改修費用が捻出できない	45%	39%	36%	45%
今のままで十分に安全	21%	33%	34%	26%
危険とわかって耐震改修しない	20%	21%	25%	21%
今の住宅に長く住むつもりがない	15%	22%	14%	14%

【耐震改修工事に関して①】(無料耐震診断を「知っており、受けた」世帯)

耐震化に対する取組を【実施した】	42%	36%	32%	34%
耐震改修工事や建替えを【していない】理由				
高齢で改修や建替えはもったいない	33%	45%	40%	42%
将来この家に住む人がいない	40%	63%	43%	22%
費用が捻出できない	55%	33%	38%	48%

町の木造住宅無料耐震診断や耐震改修工事に対する意識等については、世帯主の年代やその家族構成で次のような特徴がありました。

【60歳代以下の世帯】の特徴

- 耐震診断に、消極的な傾向（「耐震診断を知らない、又は知っているが受けていない」割合が高い）
- 耐震改修に、前向きな傾向（「耐震診断を受けた後に耐震化に対する取組を実施した」割合が高い）
- 耐震化への取組をしていない主な理由は「費用面」

【70歳代以上の世帯】の特徴

- 耐震診断への積極性に比べ、耐震改修に、消極的な傾向（「耐震診断を知っており受けた」割合が高い）
- 一人暮らし・夫婦のみ世帯で耐震化への取組をしていない主な理由は「将来の居住者」
- 多世代同居世帯で耐震化への取組をしていない主な理由は「費用面」

■ 木造住宅所有世帯の耐震化への共通意識

木造住宅所有者 (年代・家族構成)	A「世帯主が60代以下の全ての世帯」	B「世帯主が70代以上の一人暮らし世帯」	C「世帯主が70代以上の夫婦のみ世帯」	D「世帯主が70代以上の多世代同居世帯」
----------------------	--------------------	----------------------	---------------------	----------------------

【耐震改修工事に関して②】

改修工事の自己負担額限度				
50万円以下	41%	40%	30%	33%
100万円以下	30%	20%	23%	30%
耐震改修の実施要件				
部分改修・簡易改修への補助金活用	44%	35%	30%	41%
補助金・融資制度活用による資金めど	50%	22%	34%	36%
将来の居住者が確定	19%	39%	33%	22%
安心して相談できる業者	21%	15%	12%	13%

【耐震シェルター、防災ベッドに関して】

【設置したい】(シェルター・ベッドの高い方の割合)	21%	12%	13%	17%
設置したいと【思わない】	74%	82%	78%	74%
設置したいと【思わない】理由				
一部屋だけ安全にしても仕方がない	60%	42%	48%	47%
部屋が使いにくくなりそう	26%	21%	37%	23%
安全性に疑問がある	11%	7%	11%	15%

【木造住宅の撤去に関して】

撤去は【考えていない】	70%	75%	89%	82%
撤去を【検討する】	28%	21%	11%	18%
住宅を【撤去したい】	2%	4%	0%	0%

耐震改修工事やその他の耐震化への取組に対する意識等については、世帯主の年代やその家族構成におおむね関係なく、次のような共通事項がありました。

- 耐震改修工事の自己負担限度額は、100万円以下が過半を占め、50万円以下が最も多い
- 耐震改修の実施に向けては多様な資金支援に加え、一人暮らし・夫婦のみ世帯では「将来の居住者の確定」が必要
- 耐震シェルターや防災ベッドの設置に、消極的な傾向（「一部屋だけ安全にしても仕方がない」）
- 木造住宅の撤去に、消極的な傾向

■ 非木造住宅所有世帯の耐震化への共通意識

木造住宅所有者 〈年代・家族構成〉	A「世帯主が60代以下の全ての世帯」	B「世帯主が70代以上の一人暮らし世帯」	C「世帯主が70代以上の夫婦のみ世帯」	D「世帯主が70代以上の多世代同居世帯」
【耐震診断・改修工事補助事業に関して】				
補助事業を【知っている】	14%	16%	24%	27%
補助事業を【知らない】	86%	84%	76%	73%
補助事業の【利用を検討したい】	23%	19%	24%	25%
今のところ【利用するつもりはない】	77%	81%	76%	75%
今のところ【利用するつもりはない】理由				
改修工事には多額の費用がかかる	58%	33%	57%	68%
非木造なので必要な耐震性があると思う	39%	33%	44%	27%
建て替えや取り壊しの予定がある	9%	14%	7%	0%

耐震診断や耐震改修工事に対する意識等については、世帯主の年代やその家族構成におおむね関係なく、次のような共通事項がありました。

- 非木造住宅への耐震診断や改修工事に対する補助事業に、消極的な傾向（「補助事業を知らない」「今のところ利用するつもりはない」割合が高い）
- 今のところ補助事業を利用するつもりがない理由は、「費用面」と「現状でも安全との認識」

■ 全ての世帯の耐震化に関する要望

複数回答（回答世帯数に対する割合）

木造住宅所有者 〈年代・家族構成〉	A「世帯主が60代以下の全ての世帯」		B「世帯主が70代以上の一人暮らし世帯」		C「世帯主が70代以上の夫婦のみ世帯」		D「世帯主が70代以上の多世代同居世帯」	
	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造
耐震化に関する町への要望								
改修工事の費用負担を抑える施策	69%	81%	58%	35%	54%	62%	57%	57%
相談体制の充実	38%	31%	43%	30%	35%	42%	45%	41%
信頼できる業者の紹介	40%	36%	35%	30%	29%	40%	33%	37%
耐震改修融資制度の等の紹介	26%	41%	23%	15%	24%	25%	31%	26%

耐震化に関する町への要望については、世帯主の年代やその家族構成に関係なく「費用面」（改修工事の費用負担を抑える施策など）が多く、次いで、「相談先の紹介」（相談体制の充実や信頼できる業者の紹介）となっています。

4. 愛知県木造住宅耐震診断員へのアンケート調査

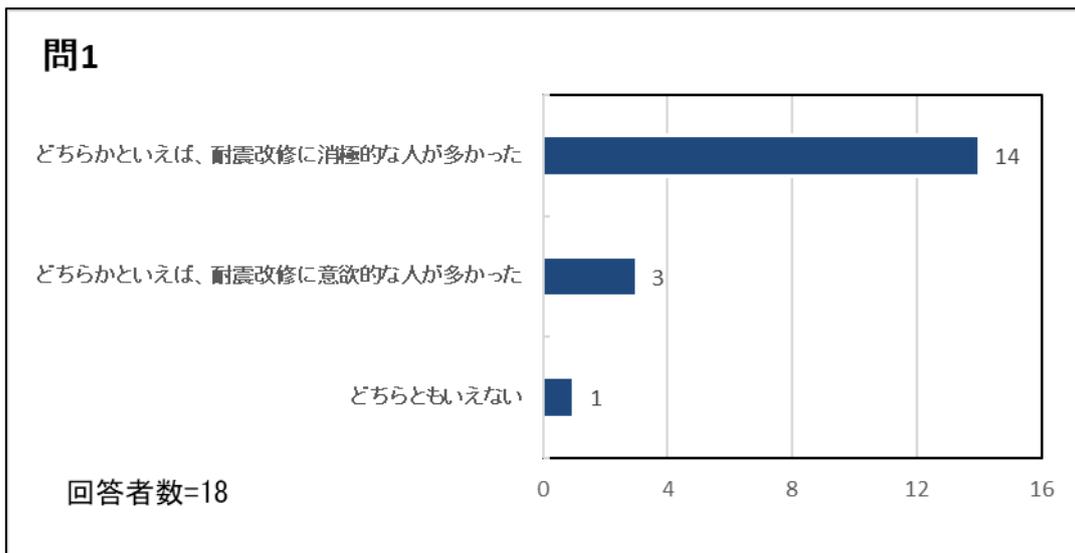
本町を含めた知多半島内の各市町で、木造住宅無料耐震診断事業に携わっている耐震診断員（以下、「耐震診断員」という。）に、耐震診断を受けた住宅所有者の耐震改修に関する意向や促進に向けた方策等について、アンケートを実施しました。

3つの設問及びその最多回答等は、次のとおりです。

■ 耐震診断員への設問

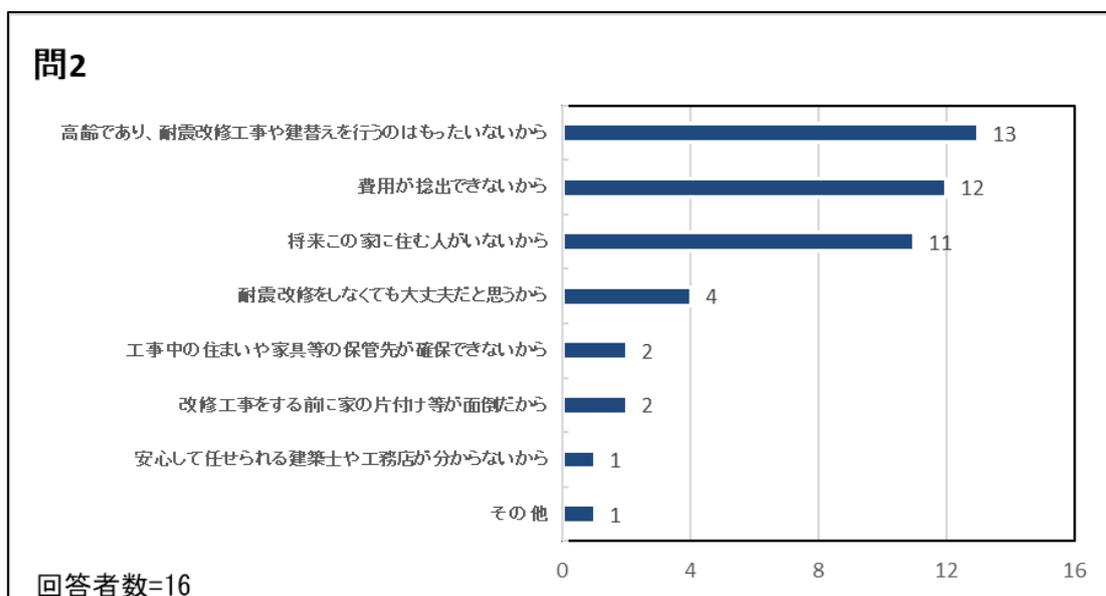
【問1】 診断結果報告を行った際、耐震改修に関して家主の反応はどのようなものが多かったですか。

- 「どちらかといえば、耐震改修に消極的な人が多かった」が多数（14名）で、「どちらかといえば、耐震改修に意欲的な人が多かった」が少数（3名）です。



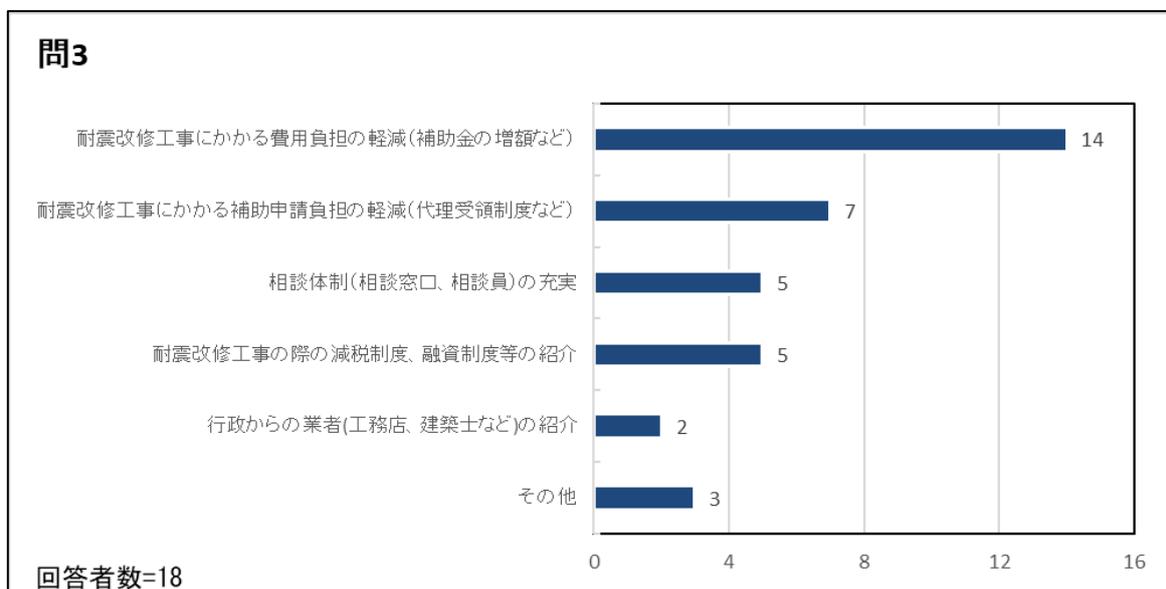
【問2】 消極的な理由として、どのようなものがありましたか。[複数選択可]

- 「高齢であり、耐震改修工事や建替えを行うのはもったいないから」（13名）、「費用が捻出できないから」（12名）、「将来この家に住む人がいないから」（11名）が多く、この3つの理由を診断員の約7割が挙げています。



【問3】耐震診断後、耐震改修へ結びつけるためには、どのようなことが必要だと感じていますか。[複数選択可]

- 「耐震改修工事にかかる費用負担の軽減（補助金の増額など）」が最も多く（14名）、次いで「耐震改修工事にかかる補助申請負担の軽減（代理受領制度など）」（7名）です。



5. 耐震診断員からみた耐震改修に対する課題

自由記述を含めた耐震診断員からみた耐震改修に対する課題は以下のとおりです。

- 問1では、耐震改修に消極的な人が多数を占めていますが、「ほとんどの人が診断数値と内容を説明しても自分の家が危険であるという認識を持たない」という診断員の声がありました。
- 問2及び問3では、耐震改修工事費の負担が大きなネックになっていると感じている診断員が多く、補助金の増額のほかにも、補助金を町から施工業者に直接支払うことで申請者の一時的な費用負担を軽減する代理受領制度の導入や、耐震改修工事はリフォーム工事と併用するケースに対応できるよう補助金の使い道の制限を緩和することが有効ではないかという声もありました。また、そもそも「耐震改修工事費補助を知らない人が多い」との声もあり、補助制度を広く周知・浸透させていく必要があります。

6. アンケート結果からみた耐震診断・耐震改修に対する課題

住宅所有者及び耐震診断員へのアンケートのそれぞれの調査結果から、以下の耐震診断・耐震改修に対する課題が挙げられます。

- 住宅所有者へのアンケートにおいては、耐震改修をしていない主な理由が「費用面」の問題であり、耐震診断員へのアンケートにおいても、耐震改修が進まない主な理由に「費用面」が挙げられました。耐震改修の費用負担の軽減が最大の課題です。
- 住宅所有者へのアンケートでは、木造住宅の耐震改修費補助事業を知らない人が35%存在し、非木造住宅の耐震診断・改修費等補助事業を知らない人は78%に達しました。また、耐震診断員のアンケートから、「自分の家が危険であるという認識を持たない」という意見がありました。補助制度の周知及び耐震化の意識向上・啓発をより一層進める必要があります。

- 一人暮らし・夫婦のみ世帯で耐震化への取組をしていない理由として「将来の居住者がいない」ことが多く挙げられています。先々の居住者が不明確な住宅は、将来的に空き家となっていく可能性があるため、武豊町空き家等対策計画と連携し、耐震化を促進します。

2-4 建築物の耐震化の現状

1. 耐震診断義務付け建築物の現状

(1) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

対象となる建築物の耐震診断結果は、県のホームページで公表されています。本町では、緑丘小学校校舎及び富貴中学校南館校舎の2棟が要緊急安全確認大規模建築物に該当しますが、いずれも耐震性を有することが公表されています。

(2) 要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状

① 防災上重要な建築物（耐震改修促進法第7条第1号）

本町には、対象となる建築物が1棟存在しています。

② 県計画で指定した道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（法第7条第2号）

本町内において、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき愛知県が指定した耐震診断義務付け路線沿道には、対象となる建築物は存在していません。

③ 本計画で指定した道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（法第7条第3号）

本計画では、耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づく耐震診断義務付け路線は指定していないため、対象となる建築物は存在していません。

2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物）の状況をみると、旧耐震建築物のうち、耐震性が確認されていないものは24棟となっています。

表 本町における耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物の状況

(単位：棟)

区 分		公共建築物		民間建築物 ②	合 計 ①+②
		①	うち町有建築物		
旧耐震建築物	平成28年調査	30	23	30	60
	令和2年調査	30	23	27	57
耐震性 なし	平成28年調査	0	0	30	30
	令和2年調査	0	0	24	24

※現状数値は、当初計画で挙げられた各建築物について、課税台帳（令和2年1月）等に照らして残存・滅失の状況を確認。公共建築物については耐震化の状況を含めて確認

※公共建築物は令和2年9月現在、民間建築物は令和2年1月現在の状況

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第14条第2号に規定する建築物）の状況をみると、旧耐震建築物のうち耐震性が確認されないものは63棟となっています。

表 本町における耐震改修促進法第14条第2号に規定する建築物の現状

(単位：棟)

区 分	新耐震以前建築物
平成28年調査	66
令和2年調査	63

※現状数値は、当初計画で挙げられた各建築物について、課税台帳（令和2年1月）に照らして残存・滅失の状況を確認

※本町の法14条2号建築物は全て民間建築物であり、令和2年1月現在の状況

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の状況

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物）のうち、町緊急輸送道路沿道の建築物の状況をみると、新耐震以前建築物（耐震性のあるものを含む。）は42棟となっています。

表 本町における耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物の現状

(単位：棟)

区 分	町緊急輸送道路沿道の 新耐震以前建築物
平成28年調査	48
令和2年調査	42

※現状数値は、当初計画で挙げられた各建築物について、課税台帳（令和2年1月）に照らして残存・滅失の状況を確認

※本町の法14条3号建築物は全て民間建築物であり、令和2年1月現在の状況

3. 本町が所有する建築物の耐震化の状況

本町が所有する建築物のうち、耐震改修促進法第14条第1号の規定に該当しない新耐震以前建築物の状況を下表に示します。

現在の状況をみると、対象建築物は、全体で20棟あり（いずれも耐震診断済）、耐震化未対応の建築物が1棟存在しています。

表 町有建築物（特定耐震不適格建築物以外）の状況 (単位：棟)

区分	新耐震以前 建築物	耐震診断状況内訳		耐震診断済建築物の内訳		
		未診断 (要診断)	耐震診断済	耐震化不要	耐震化済	耐震化 未対応
平成 28 年調査	20	0	20	14	5	1
令和 2 年調査	20	0	20	14	5	1

※現状数値は、当初計画で挙げられた各建築物について、庁内資料に照らして残存・滅失の状況を確認

第3章 計画の方針

3-1 計画の方針

本計画は、国の「基本方針」及び県計画、本町の耐震化の状況の推移及び今回実施した旧耐震住宅所有者へのアンケート結果等を踏まえ、新たな耐震化及び減災化の目標を設定するものです。

住宅の耐震化については、本町の平成30年時点の耐震化率は約86%と推計され、前計画で定めた令和2年度末の耐震化率95%の目標には至らなかったものの、全国的にも同様に目標達成は困難な状況とされることから、国の定める新たな目標との整合を図り、住宅の耐震化の促進に取り組みます。

建築物の耐震化については、県と同様に耐震診断義務付け建築物を対象として目標を設定し、耐震化の促進に取り組みます。

減災化の目標については、前計画で取り組んできた人命を守るための住宅の減災対策の取組を更に促進していきます。また、住宅だけでなく、社会基盤としての建築物についても減災化の目標を設定し、住宅と建築物のそれぞれについて減災化の促進に取り組んでいきます。

本計画の目標の達成に向け、住宅・建築物の耐震化・減災化に取り組み、近い将来起こりうる南海トラフ地震等の大地震に備え、地震に強く持続可能なまちづくりを目指します。

3-2 計画の目標

1. 耐震化の目標設定の考え方

耐震改修促進法の改正に伴い改正された平成30年12月21日付国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、「令和2年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とするとともに、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれ概ね解消することを目標とする。」とされました。

その後、国土交通省が設置した「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」（以下「あり方研究会」という。）が令和2年5月に公表した報告では、耐震改修の実態をより正確に反映できる住宅の耐震化率の推計方法を示した上、これに基づいて算出した平成30年度時点の全国の推計耐震化率（約87%）を根拠として、住宅の耐震化について現在設定されている目標を5年間スライドさせ、「令和7年に95%、令和12年に耐震性を有しない住宅を概ね解消とする」ことが提言されました。また、住宅以外の建築物の耐震化率については、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象建築物に重点化して建築物の耐震化率の目標を設定することが提言されました。

県計画においても、「あり方研究会」の方針に基づいた目標設定としており、本町もこれを踏まえ、上記の目標設定とします。

なお、計画期間中に耐震化することが困難な住宅・建築物に対しては、減災化を促進します。

減災化については、簡易で効果的な方法によって住宅・建築物の倒壊による圧迫死を限りなくゼロにすることを目標とします。

2. 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化の目標については、「令和7年に95%、令和12年に耐震性の不十分な住宅を概ね解消」とします。なお、住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含み、全ての住宅を対象とします。

(1) 住宅の耐震化の目標



住宅については、県計画における新たな目標設定を踏まえ、まず、令和7年度までの耐震化の目標を95%とします。この目標達成に向けて施策の実施が必要な住宅は木造住宅を主体に概ね560戸です。

本計画の計画期間の終了年度である令和12年度までの住宅の耐震化の目標は、県計画の目標設定を踏まえ、令和12年度までに耐震性の不十分な住宅を概ね解消することとします。

(2) 令和7年度に耐震化率95%を達成するために施策を要する住宅数

図 住宅の耐震化の考え方

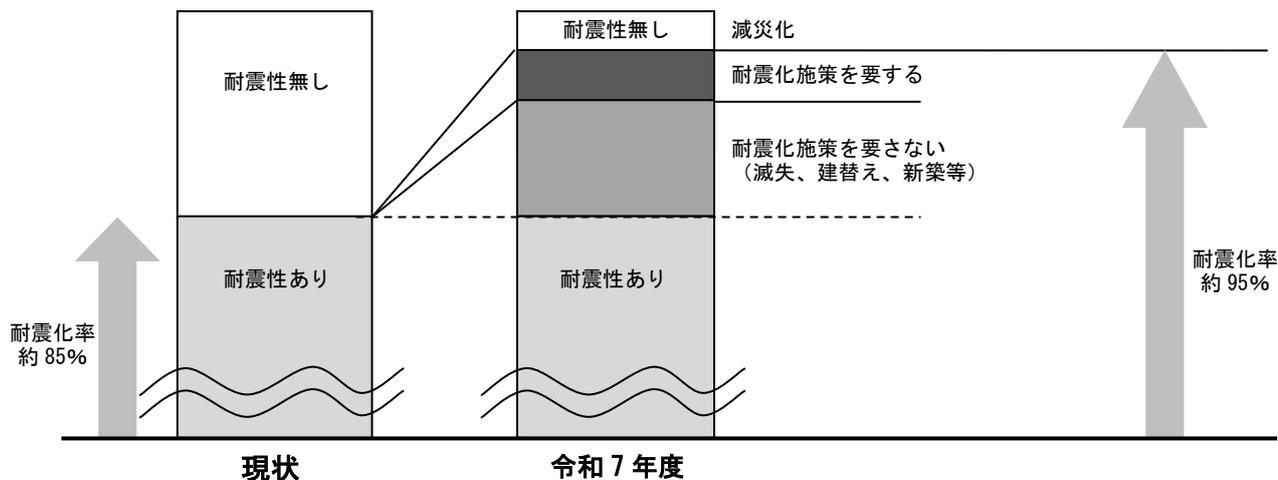


表 住宅の目標

令和7年度の住宅数(推計)	令和7年度に耐震性を有する住宅数の目標	耐震化目標
17,400 戸	16,530 戸	95%

(単位：戸)

区分	令和7年度住宅数	耐震化目標				
		耐震化率	耐震性を有する住宅数の目標			
			現況で耐震性あり	施策を要さない	施策を要する	
木造	12,080	94%	11,350	9,540	1,250	560
非木造	5,320	97%	5,180	4,600	580	0
計	17,400	95%	16,530	14,140	1,830	560

※耐震性を有する住宅数の目標等は、住宅・土地統計調査（平成25年、平成30年）等から推計

3. 建築物の耐震化の目標

「あり方研究会」の提言を受け、県計画では、住宅以外の建築物の目標について耐震診断義務付け建築物に重点化した目標設定としており、耐震診断義務付け建築物のうち防災上重要な建築物について「令和7年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消」との目標設定がなされています。本町には対象となる建築物が存在することから、県計画の目標を踏まえ、県と連携し令和7年度までに耐震性が不十分なものの解消を目標とします。

特定既存耐震不適格建築物のうち、公共建築物については耐震化が完了しています。今後は天井等の非構造部材の耐震化を計画的に進めます。民間建築物については、県と連携し耐震化を促進します。

上記以外の建築物のうち、公共建築物については、耐震化未対応の施設の更新を計画的に進めます。民間建築物については、県と連携し耐震化を促進します。

4. 住宅・建築物の減災化の目標

東日本大震災の経験から、安全に避難するためには、住宅が倒壊せず住宅の外に出られること、怪我のない状態で行動できることが重要であることが分かりました。

このため、住宅に対する施策として、耐震化施策に加え、新たに減災化施策を位置づけて取り組んでいきます。

住宅の減災化では、容易で効果的な方法により、住宅倒壊による圧迫死を限りなく“ゼロ”にすることを目的とします。

また、人命を守る目的の住宅の減災化だけでなく、建築物についても、地震による被害を少しでも抑え、市民の生活の迅速な復旧の一助とするために、減災化の目標を設定します。

減災化については、「住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る」を目標とし、施策に取り組めます。



第4章 耐震化及び減災化の促進を図るための取組

4-1 耐震化及び減災化に向けた役割分担

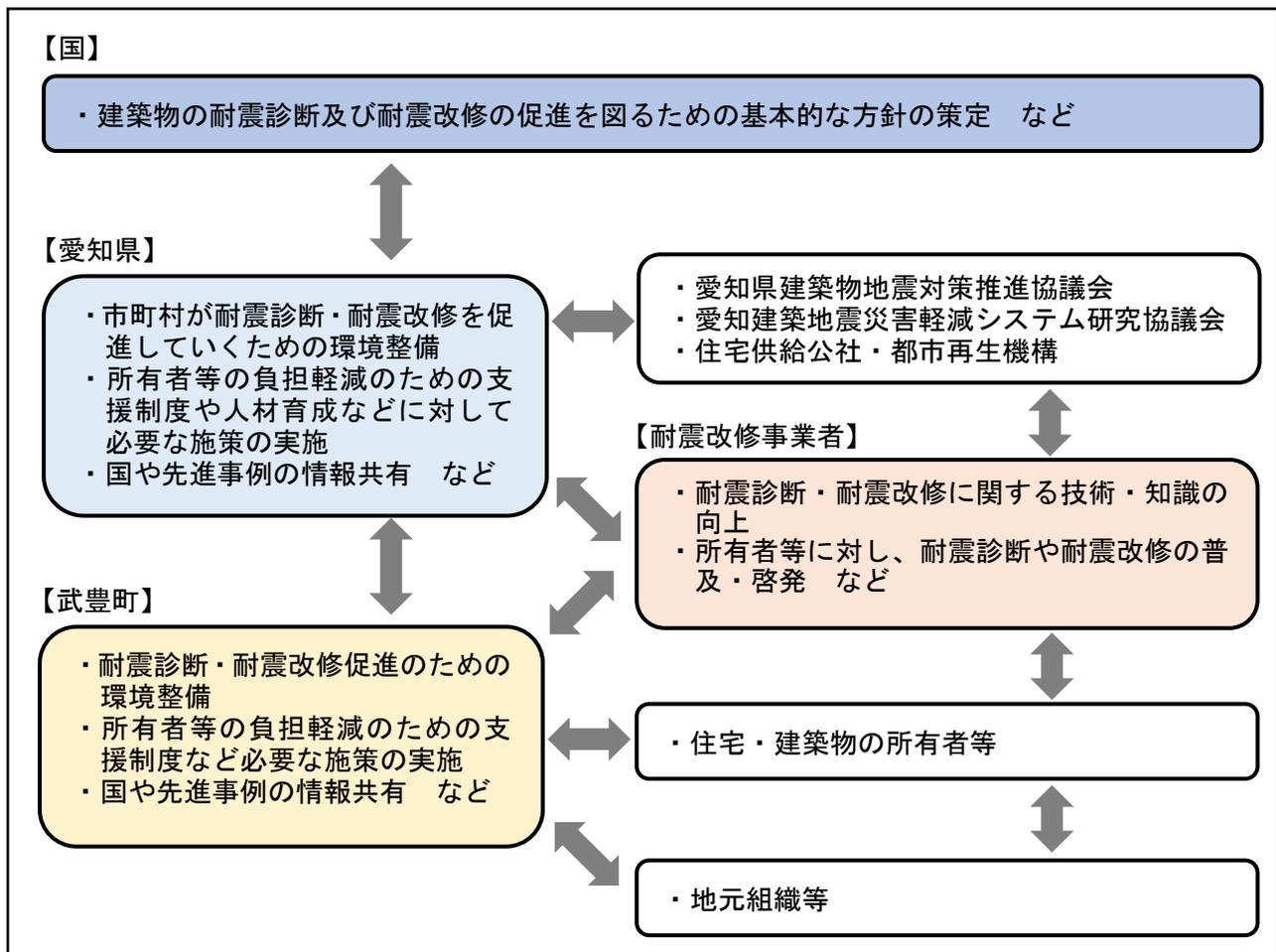
住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が防災・減災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

県は、市町村が耐震診断や耐震改修を促進していくための環境整備や所有者等の負担軽減のための支援制度、人材育成などに対して必要な施策を講じ、耐震改修の実施を阻害している課題を市町村と連携して解決していきます。また、国からの情報や他都道府県の先進的な取組等について、市町村と情報を共有するとともに、住宅・建築物の所有者等へ周知を行っていきます。

本町は、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境整備や負担軽減のための制度など必要な施策を通じ、耐震改修の阻害を実施している課題を、県と連携して解決していきます。

耐震改修事業者（設計者・施工業者）は、県や市町村が行う耐震化・減災化に向けた取組に積極的に協力、参加し、耐震診断や耐震改修に関する技術・知識の向上に積極的に取り組むとともに、住宅・建築物の所有者等に対し、耐震診断や耐震改修の普及・啓発に取り組むこととします。

図 国・愛知県・武豊町の役割分担



4-2 住宅の耐震化の促進

1. 取組の方針

住宅の耐震化の目標である「令和7年に95%、令和12年に耐震性の不十分な住宅を概ね解消」を達成するために、耐震診断の実施や耐震改修等補助制度の活用、税制優遇措置等支援策の周知等を通じて、耐震性が不十分な住宅の解消に向け、所有者等を支援する取組を行います。

2. 耐震診断・改修の促進

(1) 木造住宅の耐震診断

本町では、愛知県と連携し平成14年度から「民間木造住宅耐震診断事業」を実施しています。本事業では昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象としており、対象住宅の所有者は無料で耐震診断を受けることができます。耐震診断は派遣される耐震診断員が耐震診断を実施し、後日耐震診断員が結果の報告を所有者へ行います。

本事業による耐震診断の実績は下表のとおりです。

表 耐震診断の実績 (単位：棟)

総合判定値		平成14年度～令和元年度合計	割合	
診断結果	一応倒壊しない	1.0以上	169	11.1%
	倒壊する可能性がある	0.7以上1.0未満	288	18.9%
	倒壊する可能性が高い	0.7未満	1,069	70.0%
耐震診断合計		1,526	100.0	

※令和2年3月31日までの実績(2回目の耐震診断含む)

※2回目の耐震診断(111件)除く耐震診断率は34.4%(1,415棟/4,118棟)

今回実施したアンケート結果(問5)では、民間木造住宅耐震診断事業を「知らない」「知っているが診断を受けていない」と答えた人は合わせて約6割にのぼることから、これまで以上に制度周知及び耐震化の意識啓発が必要です。地元区と連携した戸別訪問やダイレクトメール等様々な手法を検討し、耐震診断の実施につなげていきます。

(2) 木造住宅の耐震改修

本町では、平成15年度に「民間木造住宅耐震改修費補助制度」を創設し、耐震改修工事に係る費用の一部を助成しています。

表 補助制度の概要

内容
<内容>昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修費用の一部を補助する。 耐震診断の結果、判定値が1.0未満とされた住宅を判定値1.0以上にする工事が対象。
<根拠>武豊町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

※制度の詳細は町都市計画課にお問い合わせください。

本制度による耐震監修費補助実績は下表のとおりです。

表 耐震改修費補助の実績

(単位：棟)

対象住宅数	平成 15 年度～令和元年度合計	耐震改修実施率
1,246	284	21.2%

※対象住宅数は耐震診断合計数（1,526 件）から判定値 1.0 以上及び 2 回目の耐震診断を除く

今回実施したアンケート結果（問11）において、民間木造住宅耐震改修費補助制度を「知らない」人が約4割いることから、これまで以上に補助制度の周知が必要です。地元区と連携した戸別訪問やダイレクトメール等様々な手法を検討し、補助制度の周知及び耐震改修の促進につなげていきます。

また、耐震診断を受けた住宅における耐震改修実施率が約2割にとどまっていること、さらにアンケート結果から、耐震改修の実施における最大の課題は費用面であることから、補助金の代理受領制度の導入などを検討し、耐震改修の促進につなげていきます。

(3) 非木造住宅の耐震診断及び耐震改修

本町では、平成 22 年度に「民間非木造住宅耐震改修等補助制度」を創設し、鉄骨造や鉄筋コンクリート造等の非木造住宅（一戸建住宅や共同住宅等）の耐震診断・改修費用の一部を助成しています。

表 補助制度の概要

内 容
<p><内容>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された非木造住宅の耐震診断・改修費用の一部を補助する。</p> <p><根拠>武豊町民間非木造住宅耐震改修等補助金交付要綱</p>

これまでに耐震診断費補助の実績は1件、耐震改修費補助は実績がありません。

今回実施したアンケート結果（問19）によると、旧耐震非木造住宅所有者のうち、非木造住宅の耐震診断・改修補助制度を「知らない」と答えた人は約8割にのぼることから、これまで以上に補助制度の周知が必要です。地元区と連携した戸別訪問やダイレクトメール等様々な手法を検討し、補助制度の周知及び耐震改修の促進につなげていきます。

また、問20では「補助制度を今のところ利用するつもりはない」と答えた人が約8割、問21ではそのうち約6割が「改修工事に多額の費用がかかる」、約4割が「非木造なので必要な耐震性があると思う」と答えています。木造住宅同様に補助金の代理受領制度の導入の検討や耐震化の啓発などにより、耐震改修の促進につなげていきます。

3. 住宅に係る耐震改修促進税制の周知

住宅の耐震化を促進するための手段として、耐震改修促進税制の周知を図ることが重要です。

平成21年1月以降、一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除される耐震改修促進税制が設けられており、既存の旧耐震住宅を耐震改修した場合、その証明書を添付して確定申告などを行うことにより、所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置を受けられるようになっています。

この税制を受け、本町では、耐震改修を行った方に対し申請用紙の配布を行っており、今後も愛知県と協力しながら、耐震改修を行った方が円滑に制度を活用できるよう努めていきます。

4. 地域における耐震化の取組の促進

耐震化の促進は、個々の住宅所有者が自主的・積極的に取り組む必要がありますが、住宅の倒壊や出火、延焼などによる二次災害を防止するためには、地域が連携して地震対策に取り組むことが大切です。

町内には、「自主防災会」や「武豊町防災ボランティアの会」など、地震対策に積極的に取り組んでいる地域の自主防災組織があります。このような組織的活動が広がり、さらに活発化するよう、本町として引き続き自主防災組織等の育成・支援を進めていきます。

5. バリアフリー化や住宅リフォームと併せた耐震改修の促進

高齢者の日常生活の安全・安心や生活のしやすさ確保のためのバリアフリー改修との連携や、住宅リフォームに合せた耐震改修の支援策について情報収集し、住宅リフォーム事業者や耐震改修事業者との連携を検討します。

6. 建替えの促進

住宅の状態によっては、耐震改修にかかる費用が建替えにかかる費用とほとんど変わらず、耐震改修を躊躇する声があります。

そのため、耐震診断により耐震基準を満たさないとされた住宅については、新たに耐震基準を満たす住宅への建替えを促進します。

また、武豊町空き家等対策計画と連携し、不良住宅と判定された空き家等についても建替え等を促進します。

本町では、令和2年度に「住宅等撤去費補助制度」を創設し、不良住宅と判定された空き家又は耐震診断の結果判定値が1.0未満とされた木造住宅の撤去工事を行う方に対し、撤去工事費用の一部を助成しています。

表 補助制度の概要

内 容
<内容> 空き家の場合: 住宅地区改良法第2条第4項に規定された「不良住宅」と判定された住宅 旧耐震基準木造住宅の場合: 昭和56年5月以前に着工された木造住宅のうち、町の無料耐震診断を受け、判定値が1.0未満とされた住宅 上記いずれかに該当する物件を撤去する費用の一部を補助する。
<根拠> 武豊町住宅等撤去費補助金交付要綱

今回実施したアンケート結果（問18）によると、「撤去を考えていない」と答えた人が約8割にのぼりましたが、現在居住しており、撤去の予定が今のところないことによる結果と推察されます。

所有者が住宅の撤去を考える際に補助制度を活用できるよう、空き家等対策計画と連携するなど、補助制度の周知を進めていきます。

7. 公的機関による改修促進支援

共同住宅等の耐震化を進めるためには、区分所有者や入居者など多くの関係者の合意を得る必要があります。この合意形成に至らないことが障害となり進んでいない状況があります。

これら共同住宅等の耐震化を進めるためには、賃貸あるいは分譲により多くの共同住宅を供給し

てきた公的機関の蓄積されたノウハウの活用が効果的・効率的と考えられます。

そのため、県計画では、耐震改修促進法第29条及び第30条に定める特例規定を適用し、都市再生機構および地方住宅供給公社を活用して共同住宅等の耐震化の促進を図る（公社等が所有者・管理者の委託を受けて共同住宅等の耐震診断及び耐震改修を実施）こととされています。

本町では、必要に応じてこれら公的機関の活用を紹介します。

8. 住宅の改修時の仮住居の提供

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できない場合があります。

そこで、県計画では、県内で住宅の所有者が耐震改修を行う際、仮住居の確保が必要となる場合、耐震改修促進法第5条第3項第4号及び第28条に基づき、特定優良賃貸住宅等の活用を図ることとされています。本町では、必要に応じてこの仕組みの活用を紹介します。

9. 武豊町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた住宅の耐震化の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者や改修事業者の技術力向上等が必要です。

本プログラムは、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともにプログラムの改善を図り、住宅の耐震化を推進することを目的としています。

4-3 建築物の耐震化の促進

1. 取組の方針

建築物は都市機能や生活の重要な基盤です。公共施設はもちろん、民間施設である事務所や店舗、工場等の生産施設等は、大切な生活の場でもあります。建築物を地震被害から守るということは生活を守ることであるため、耐震化を促進する必要があります。

本町における住宅以外の建築物については、耐震診断義務付け建築物及び耐震改修促進法第14条に規定される特定既存耐震不適格建築物の耐震化について、県と連携し耐震診断及び耐震改修の啓発を図ります。

2. 耐震診断義務付け建築物の耐震化

耐震診断義務付け建築物のうち、防災上重要な建築物について、県と連携し重点的な支援により耐震化を促進します。

本町では平成28年度に「武豊町要安全確認計画記載建築物耐震診断費補助制度」を創設し、対象となる建築物が実施した耐震診断費の一部を補助しました。

また、平成31年度に「武豊町要安全確認計画記載建築物耐震改修事業費補助制度」を創設し、耐震化に向けた支援を実施しています。

表 武豊町要安全確認計画記載建築物耐震改修事業費補助制度の概要

内 容
<内容> 要安全確認計画記載建築物として指定された建築物の耐震改修設計および改修工事・工事監理費用の一部を補助する。
<根拠> 武豊町要安全確認計画記載建築物耐震改修事業費補助金交付要綱

3. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化

① 公共建築物

多数の者が利用する建築物のうち公共建築物については、平成28年度末までに全て耐震化が完了したため、今後は、避難所等における天井等の非構造部材の耐震化を計画的に進めていきます。

② 民間建築物

多数の者が利用する建築物のうち民間建築物については、県と連携を図り、災害応急対策活動に必要な施設を優先して耐震化を促進します。

(2) 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物の耐震化

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物については、県と連携を図り、災害応急対策活動に必要な施設又は地震発生時に通行を確保すべき道路に隣接するものを優先して耐震化を促進します。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、県と連携を図り、所有者に対して耐震化の必要性や効果を啓発することで耐震化を促進します。

4. その他の建築物の耐震化の基本方針

(1) 町有建築物の耐震化

特定建築物以外の本町が所有する公共建築物のうち、上ヶ第2ポンプ場については、計画的に耐震化を進めます。

また、今後の法改正などに対応し、必要に応じて施設の更新を計画的に進めていきます。

(2) 民間建築物の耐震化

特定建築物以外の民間建築物については、県と連携を図り、所有者に対して耐震化の必要性や効果を啓発することで耐震化を促進します。

5. 耐震改修計画の認定に関する対応

耐震改修促進法第17条に基づく耐震改修計画の認定については、愛知県が適切かつ速やかに行う必要があります。

一方、今後は本計画の周知に伴い所有者の意識が向上し、耐震改修計画の認定申請が数多く出されることが想定されます。この場合、本町の窓口所有者が相談に訪れることが想定されます。このような状況に備えて、多様な質問等に対応できるよう努めます。

6. 耐震化促進のための支援制度等

本町では、住宅以外の民間建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や効果について、広報紙やホームページ、窓口に置く案内チラシ等を通じて周知を図っています。

これらの情報は、今後も、様々な広報手段・機会を通じて周知を図ります。特に、民間の特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、県と連携し重点的に周知を図ります。

7. 耐震性の維持

新耐震住宅・建築物であっても、年数を経れば、耐震性は低下していきます。

そのため、耐震性が維持されるよう、県と連携し定期的な点検の実施等について推奨を図ります。

4-4 減災化の促進

1. 取組の方針

住宅の減災化を促進するため、段階的耐震改修や耐震シェルターの設置、家具の転倒防止対策の促進、その他減災につながる取組の検討を行います。

また、建築物の減災化を促進するため、地震による建築物の被害を軽減又は建築物で営まれる事業を継続若しくは速やかに復旧できるように事前に実施できる減災化の取組を検討します。

2. 住宅の減災化

(1) 段階的耐震改修の促進

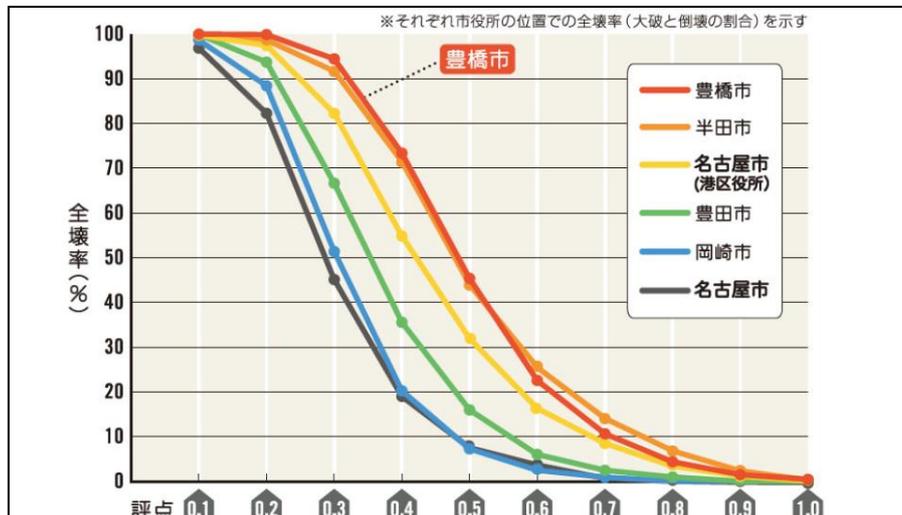
耐震改修が進まない理由の一つに、工期や工事費が挙げられます。段階的耐震改修は、通常、判定値^{*}は1.0以上を確保した耐震改修工事を行うところを、工期や費用面から、当面、判定値を0.7以上確保することで、「倒壊の可能性が高い」ものを「倒壊の可能性ある」程度まで耐震性を上げるなどにより、住宅の倒壊の危険性を少しでも解消する減災対策です。

これにより、耐震改修に躊躇していた住宅所有者に対して選択肢を増やすことで、住宅の倒壊から命を守ることにつながることが期待されます。そのため、これまでのような判定値1.0以上にする耐震改修だけでなく、1段階目に0.7以上、2段階目に1.0以上にするような段階的耐震改修についても、周知を図ります。

本町では、平成25年度に「武豊町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金」制度を創設し、民間木造住宅の段階的な耐震改修費用の一部を助成しており、令和元年度までの補助実績は1件です。

※判定値：その住宅が大規模地震で倒壊しないために必要な耐力に対して、現状の住宅が持っている耐力の割合

図 東海地震と東南海地震が同時に発生したときの建築物の全壊率と耐震診断判定値の関係



出典：愛知県建築物耐震改修促進計画～あいち建築物減災プラン 2030～

表 補助制度の概要

内容
<内容>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅の段階的耐震改修費用の一部を補助する。 耐震診断の結果、判定値が 0.4 以下とされた住宅の段階的耐震改修工事が対象。
<根拠> 武豊町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱

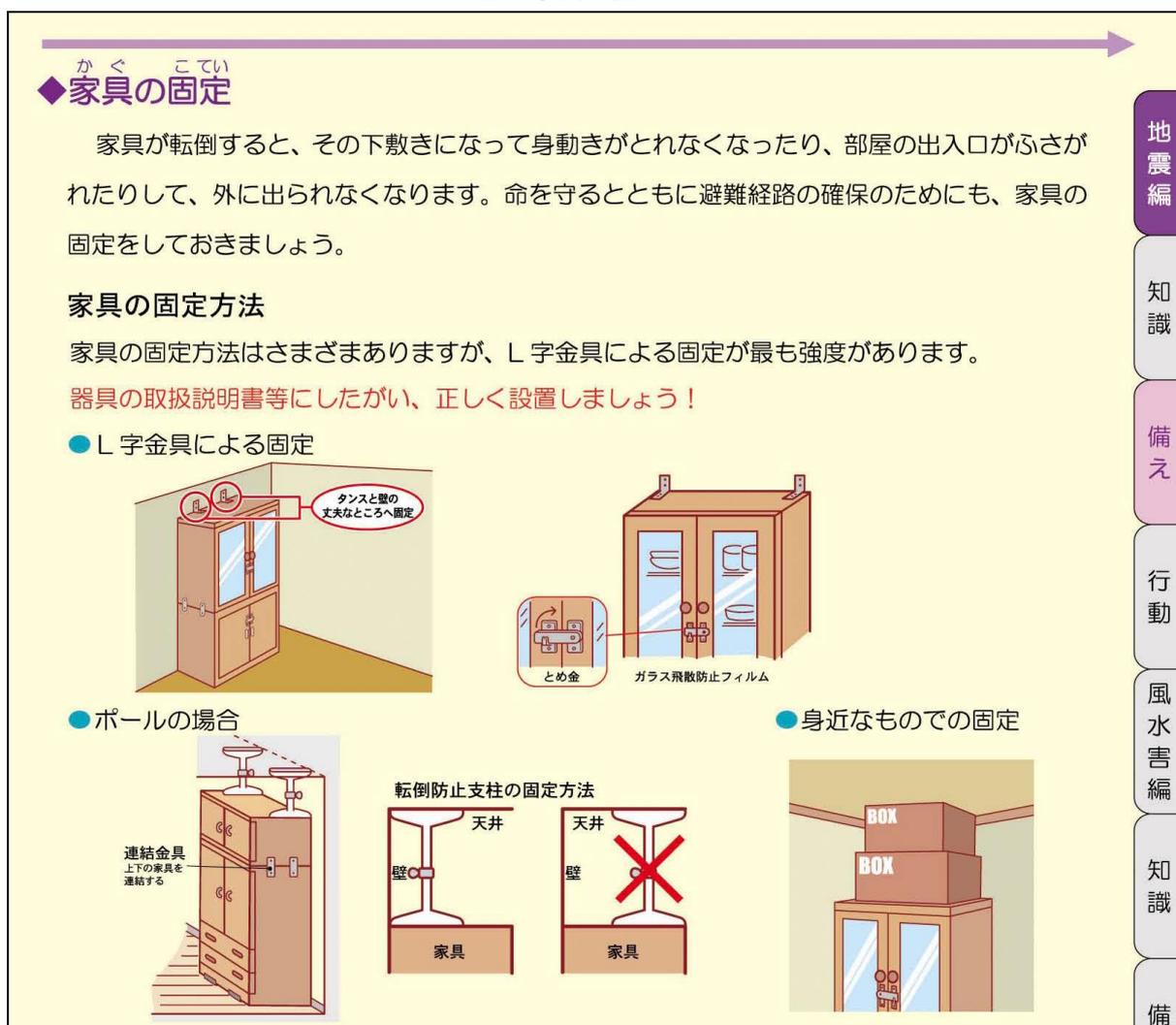
(2) 家具の転倒防止対策

強い揺れが発生する大規模な地震時には、室内の家具の転倒により甚大な人的被害が発生する危険性があります。また、家具等の転倒は、避難時の障害にもなります。

そのため、本町では、「武豊町防災ガイドブック」等を通じ、対策を含めて周知を図っています。また、高齢者世帯等に対しては、家具等の転倒防止金具の取り付けの費用補助（1世帯4点まで（町が指定する簡易型感震ブレーカーを同時に取付けする場合は、これを含めて5点まで）無料）も行っているところです。

これらの情報・取り組みは、今後も様々な広報手段・機会を通じて周知を図り、対策を促進します。

図 家具の固定方法



出典：武豊町防災ガイドブック（平成27年3月作成）

表 家具転倒防止金具取付費用負担制度の概要

内 容
<p><内容>地震発生時に家具等の転倒による死亡・負傷等事故防止のため転倒防止金具の取付けに対して費用を負担する。</p> <p><根拠>武豊町家具転倒防止対策事業実施要綱</p>

(3) 耐震シェルター等の設置

地震対策は、住宅・建築物の耐震化が最も効果的ですが、費用などの面でそれが難しい場合があります。そのため、安価な工法による寝室等の個室補強の手段(耐震シェルターや防災ベッドの設置)について、周知を図ります。

本町では、平成27年度に「武豊町民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助制度」を創設し、耐震シェルターや防災ベッドの整備費用の一部を助成しています。

令和元年度までの補助実績は1件(耐震シェルター)です。

役場での耐震シェルター展示の様子
(平成27年度)



表 補助制度の概要

内 容
<p><内容> 耐震診断による判定値が1.0未満と診断された旧耐震基準木造住宅に、耐震シェルターおよび防災ベッドを整備する際にかかる費用の一部を補助する。</p> <p><根拠> 武豊町民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金交付要綱</p>

(4) 地震時の電気火災対策

地震後の火災の原因の多くは、電気火災によるものです。地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、分電盤やコンセントなどの電気を自動的に止める器具である「感震ブレーカー」の設置が効果的です。

感震ブレーカーには、分電盤やコンセントに設置するタイプや重りの落下によりブレーカーを落とし、電気を遮断する簡易タイプがあります。

本町では、地震による火災の発生を抑えるため、分電盤タイプの感震ブレーカーの設置に対し、補助を行っています。



<内蔵型>

分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断



<増設型・後付型>

分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能

3. 建築物の減災化

建築物は、都市機能や生活の基盤となるものであり、建築物の倒壊から利用者の命だけでなく建築物の機能を守ることで、人々の生活を守ることができます。

災害発生後、速やかに社会活動を復旧するため、耐震改修を促進することに加え、減災対策も重要となります。

(1) 窓ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井、看板類等は、落下等により、建物利用者だけでなく避難者など周辺への被害を発生させる危険性があり、平成26年4月1日に、天井の脱落防止措置について建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

本町では、「武豊町防災ガイドブック」等を通じ、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けなどの対策を含めて周知を図っているところであり、今後も様々な広報手段・機会を通じて周知、対策を促進します。

町有建築物については、避難所等の安全確保が必要な施設について、天井等の非構造部材の安全性を点検し、個々に補修や改修等により耐震化を図ります。また、民間建築物に対しては、県と連携し、定期報告等を通じ啓発を行っていきます。

町民会館ロビー天井二次部材
耐震改修工事（令和2年度）



(2) エレベーターの安全対策

地震発生時には、エレベーターが異常停止する可能性があり、これによって閉じ込められた人がパニックを起こし新たな被害が発生する危険性があります。このような被害を避けるため、平成26年4月1日に、エレベーター及びにエスカレーター等の脱落防止措置について、建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

本町では、愛知県などと協力し、既設エレベーターについて平成21年9月に見直された安全基準への適合を促進するとともに、閉じこめられた場合の対処方法について、防災ガイドブック等により広く周知を図っています。

4-5 耐震化・減災化に向けた環境整備

1. 取組の方針

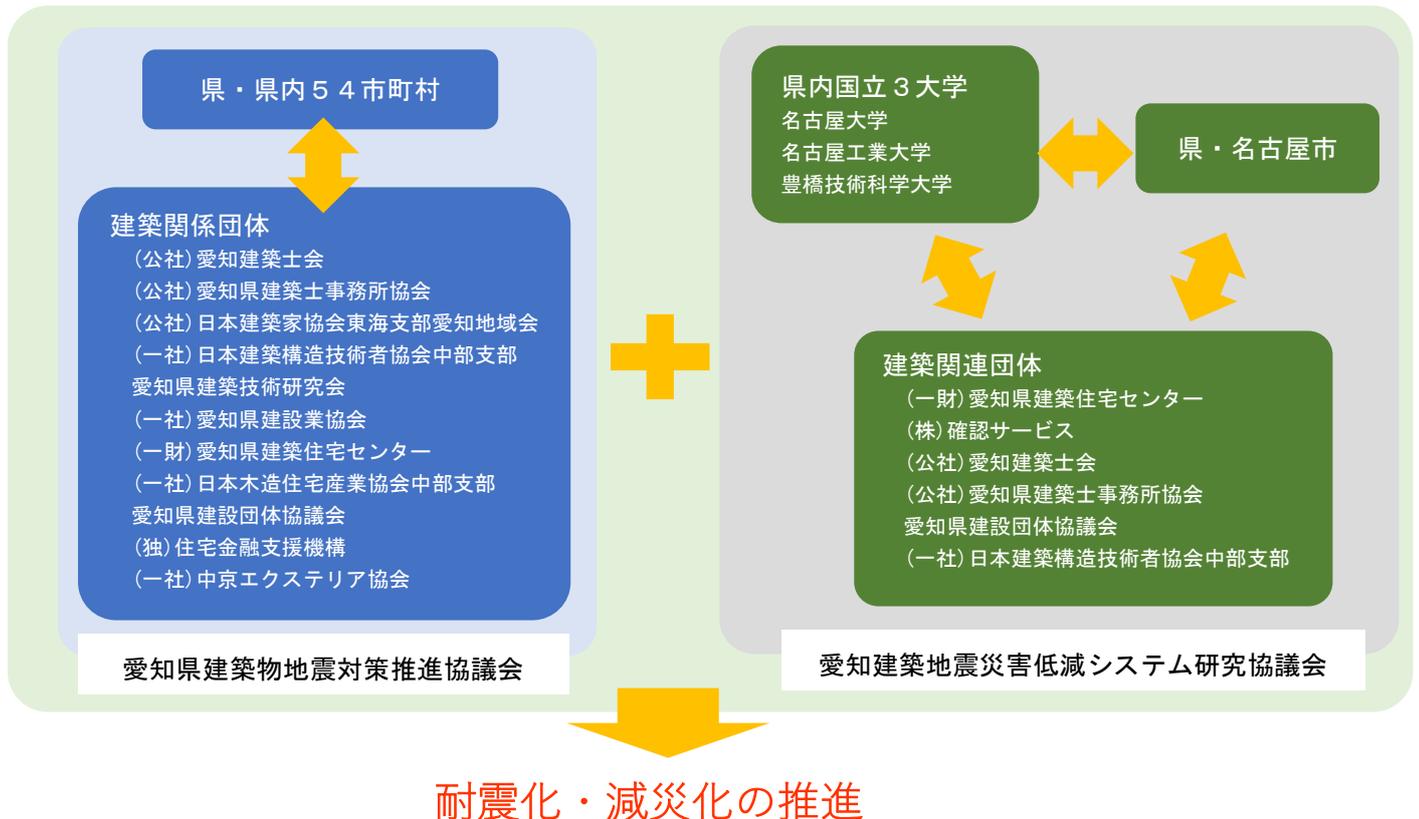
住宅・建築物の耐震化や減災化を促進するための、環境整備を促進するため、「人材育成」、「普及・啓発」、「地震に強いまちづくり」及び「県と市町村の連携」の分野に対して、二つの協議会と連携して取り組んでいきます。

(1) 愛知県建築物地震対策推進協議会

建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等の震前対策及び地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する応急危険度判定制度の適正な運用と体制整備を図る震後対策を目的とした県及び県内全市町村並びに建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を平成10年に設置しています。

(2) 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会

大学、地方公共団体、建築関係団体等が連携して、大学が保有する関連施設や技術力の効率的な利用を図り、建築物における地震災害軽減に関して研究された成果を広く普及し、県内の建築地震災害の権限につなげることを目的として、県内国立大学法人（名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学）、地方公共団体（県・名古屋市）及び建築関連6団体で構成される「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会（以下、「減災協議会」という。）を平成17年から設置しています。



2. 耐震改修事業者や地域で耐震化のアドバイスができる人材の育成と強化

設計者、施工業者の耐震改修事業者及び行政職員は、耐震化や減災化の最前線でそれぞれ重要な役割を担っており、それぞれの技術や知識の維持・向上のために推進協議会や減災協議会と連携を図ります。

(1) 愛知県木造住宅耐震診断員

県では、木造住宅耐震診断事業の担い手として「愛知県木造住宅耐震診断員」の養成を行っています。本町は、県と連携して耐震診断員の養成・確保に取り組めます。

また、耐震診断から耐震改修につながる件数を増やすために、耐震診断員から住宅所有者への耐震改修の働きかけを支援する取組を進めていきます。

(2) 地域で耐震化に関するアドバイスができる人材

県は、住まいの耐震改修や家具の転倒予防等に関し、中立的な立場で専門的なアドバイスを行う「耐震化アドバイザー」を養成しています。

本町は、耐震化アドバイザーの紹介等を行い、本町の耐震診断・耐震改修に関する相談対応などを推進していきます。

(3) あいち耐震改修推進事業者

県は、耐震改修に積極的な事業者で、推進協議会の会員団体に所属している事業者を「あいち耐震改修推進事業者」として養成し、登録しています。

あいち耐震改修推進事業者は、「あいち耐震改修ポータルサイト」で閲覧できるほか、本町都市計画窓口でも閲覧に供しています。



(4) 安価な耐震改修工法を活用できる人材

県は、減災協議会で評価・開発された「安価な耐震改修工法」について、積極的に活用できる設計者や施工業者を養成しています。本町は県と連携を図り、耐震化の推進につなげていきます。

3. 耐震化・減災化を促進するための普及・啓発

(1) 耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談窓口の充実

本町では、（公社）愛知建築士会の協力のもと隔月で建築相談会を開催しており、広報紙・ホームページにより周知を図っています。

今回、本町が実施したアンケート「耐震化を行う上で、町に実施してほしい施策は何ですか（問22）」に対し、「相談体制（相談窓口、相談員）の充実」「信頼できる業者（工務店、建築士など）の紹介」の回答が多くみられました。

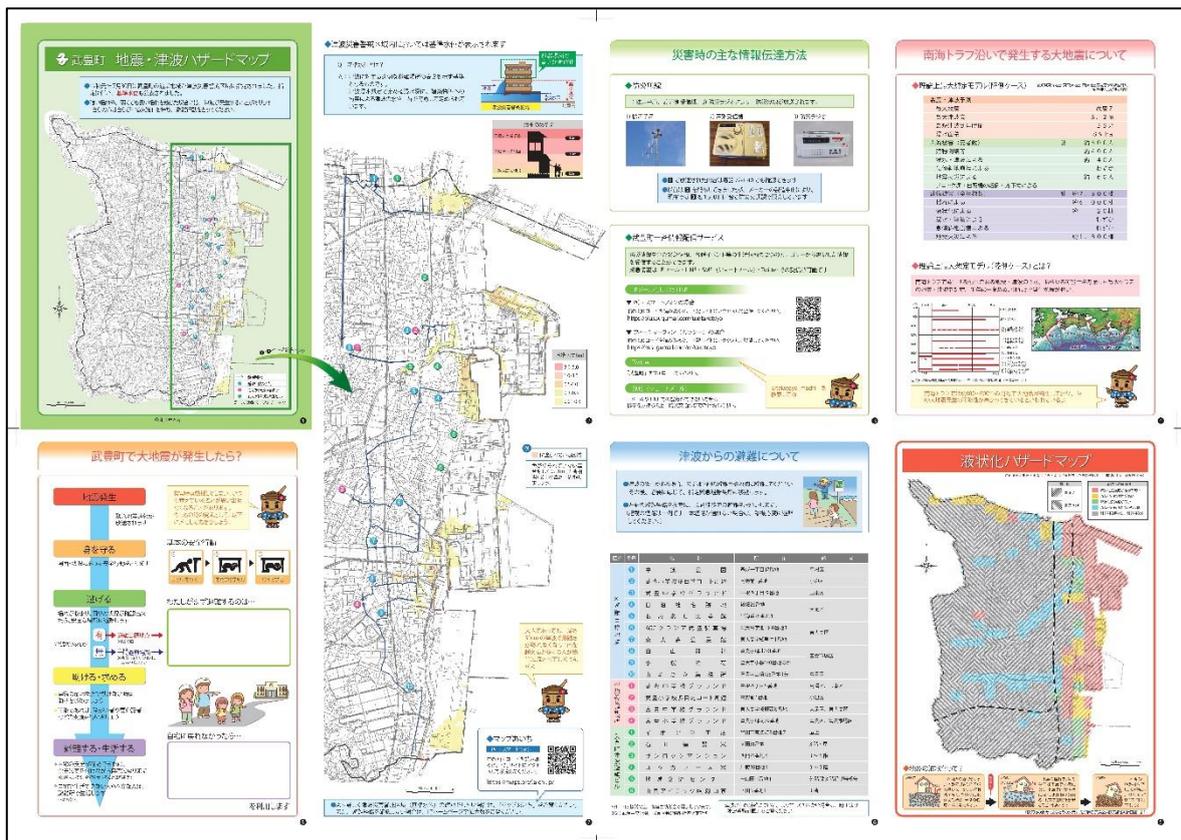
今後は、耐震化に関する相談会の開催や、あいち耐震改修推進事業者の紹介などにより、相談窓口の充実を図ります。

(2) 防災マップ及びハザードマップの作成

町民や建築物の所有者等に地震災害等に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として意識できるよう、地震災害等による危険性の程度を示した「武豊町防災マップ」を平成27年3月に作成し、町民に配布してきました。

また、令和元年7月に津波災害警戒区域に指定されたことを受け、令和2年6月には「武豊町地震・津波ハザードマップ」を作成し、7月に全戸配布しました。

図 武豊町地震・津波ハザードマップ（令和2年6月作成）



これらの情報については、出前講座での配布等により周知を図っています。

(3) 低コスト耐震化工法の普及

本町では、木造住宅に対する耐震診断・耐震改修に係る補助制度により、住宅の耐震化を支援していますが、補助を受けても自己負担は非常に大きい状況にあります。

また、今回本町が実施したアンケート「自分が支払う費用がどの程度であれば耐震改修を行いたいと思うか(問14)」に対し、「100万円以下」との回答が約6割ありました。

耐震改修を促進するためには、その所要コストを下げ、少ない費用で実施できるようにすることが重要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

減災協議会では、大学の研究及び施設を利用した実証実験などによる新しい工法の開発や企業が開発した新工法の評価などを行ってきました。

県では、これらの成果を受けて補助対象工法としてPR・普及を図るとしており、本町においても、窓口に案内チラシを置くなどして、住宅の所有者がより耐震化に取り組みやすくなるよう努めています。

4. 地震に強いまちづくり

耐震化の促進は、個々の住宅所有者が自主的・積極的に取り組む必要がありますが、住宅の倒壊や出火、延焼などによる二次災害を防止するためには地域が連携して地震対策に取り組むことが大切です。

町内には、「武豊町防災ボランティアの会」や各区ごとの「自主防災会」など、地震対策に積極的に取り組んでいる地域の自主防災組織があります。このような組織的活動が広がり、活発化するよう、本町としては、引き続き、自主防災組織等の育成・支援を進めていきます。

5. 県・市町村・耐震改修事業者等との連携（あいち耐震改修N倍プロジェクト）

愛知県では、耐震改修事業者（設計者・施工者）と行政（県・市町村）が連携して、耐震改修を強力に進めていくため、「あいち耐震改修N倍プロジェクト」として、耐震改修推進事業者の周知、耐震改修に係る技術講習の開催、耐震改修推進事業者を支援するツールの作成、愛知県耐震改修ポータルサイトの運営など、耐震改修を進めるための様々な取り組みを行っています。

本町は、「あいち耐震改修N倍プロジェクト」の活動に積極的に参加していきます。



4-6 建築物に関する指導等について

1. 建築物の指導等

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法により、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

所管行政庁等は特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指導等を行うこととなります。

耐震化を早期に推進するため、所管行政庁は定期的に全ての特定建築物について耐震化の状況を調査し、必要に応じて指導・助言、指示、公表を行い、さらに建築基準法第2条1項32号の特定行政庁として勧告・命令を行うこととします。

町は、県及び県内公共施設管理者等と連携し、特定既存耐震不適格建築物等の耐震化を促進していきます。

2. 指示対象建築物の指導等

耐震改修促進法に基づく指導等の実施について、本町では、所管行政庁である愛知県が、法に基づく指導等を次に掲げる建築物の区分に応じ、適切に実施します。

①指導・助言・指示・公表（所管行政庁）

耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下、「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁（愛知県）がその所有者に対して所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を広報紙、ホームページ等を通じて公表します。

本町は、愛知県に対し、調査結果の情報提供等を通じ、県と連携して耐震化を促進します。

②勧告・命令

指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、所管行政庁（愛知県）が当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとるよう速やかに建築基準法に基づく命令を行います。また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとるよう、建築基準法に基づく勧告・命令を行います。

本町は、愛知県に対し、調査結果の情報提供等を通じ、県と連携して耐震化を促進します。

③その他の指導・助言対象建築物に対する指導等

耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物のうち指示対象建築物を除く建築物については、所管行政庁（愛知県）が連携してその所有者に対して耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を実施するよう努めます。

また、耐震改修促進法第16条第1項に規定する特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁（愛知県）がその所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を実施するよう努めます。

本町は、愛知県に対し、調査結果の情報提供等を通じ、県と連携して耐震化を促進します。

■耐震改修促進法に規定された所管行政庁^{※1}が行う指導・助言等の規制対象一覧

用途		[特定既存耐震不適格建築物]		[要緊急安全確認大規模建築物]
		指導・助言対象 ^{※2} となる規模要件	指示対象 ^{※3} となる規模要件	耐震診断義務付けとなる規模要件
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ3,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの				
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所				
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	[要安全確認計画記載建築物] 耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災上重要な建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

(注) マンションを含む住宅や小規模建築物についても指導・助言対象となりました。(法第16条)

※1 所管行政庁とは建築主事を置く地方公共団体の長のことで、本町の場合は愛知県知事となります。(法第2条第3項)

※2 指導・助言とは法第15条第1項に基づく指導・助言をいい、規模要件は法第14条該当の建築物です。

※3 指示とは法第15条第2項に基づく指示をいいます。

第5章 その他関連する施策等

5-1 その他の地震時の安全対策や取組

(1) ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀は、地震発生時に倒壊の危険性が高く、その下敷きになり死傷者が発生することや道路側に倒壊することで道路閉塞を発生させるなど、被害の発生や避難・救援の遅れといった様々な影響を及ぼします。また、ブロック塀と同様に、道路上には電柱や自動販売機等の倒壊の危険性がある物が多くあります。

そのため、「武豊町防災ガイドブック」やパンフレット等を通じ、その危険性の周知を図っています。

本町では、平成30年度に「ブロック塀等撤去費補助制度」を創設し、道路等の公共施設に面した倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去費の一部を助成しています。

なお、ブロック塀等撤去費補助事業の対象となる路線等は、住宅や事業所等の各敷地から武豊町地域防災計画に定める指定避難所及び指定緊急避難所の各敷地に至る経路等です。

ブロック塀等撤去費補助制度による補助実績は、令和元年度までで40件です。

また、ブロック塀対策の一環としての生垣設置について費用補助を行っています。

これらの情報・取り組みは、今後も様々な広報手段・機会を通じて周知を図り、対策を促進します。



表 ブロック塀等撤去費補助制度の概要

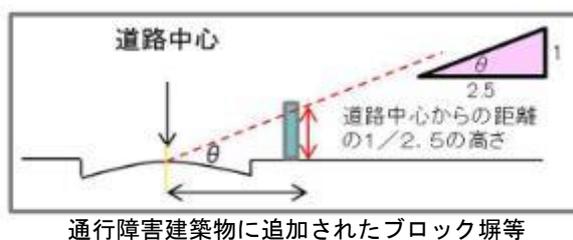
内容
<p><内容> 道路等の公共施設に面した倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去費の一部を補助する。</p> <p><根拠> 武豊町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱</p>

■耐震改修促進法施行令の改正により、一定規模以上のブロック塀等が耐震診断義務付け対象に追加

平成30年6月に発生した大阪府北部地震（マグニチュード6.1、最大震度6弱）では、大阪府高槻市内の小学校のブロック塀が倒壊し、女子児童1名が亡くなりました。

これを受けて、平成31年1月に改正施行された耐震改修促進法施行令において、都道府県又は市町村が耐震改修促進計画に記載する避難路の沿道にある一定規模以上の既存耐震不適格のブロック塀等が、新たに通行障害建築物として位置付けられ、耐震診断が義務付けられることになりました。

その前面道路に面する部分の長さが25mを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除した数値を超えるブロック塀等であって、建物に付属するもの



通行障害建築物に追加されたブロック塀等

なお、県計画で本町内における耐震診断義務付け路線として指定されている道路の沿道には耐震診断が義務付けられるブロック塀はありません。

また、本計画においては、耐震診断義務付け路線は指定していません。

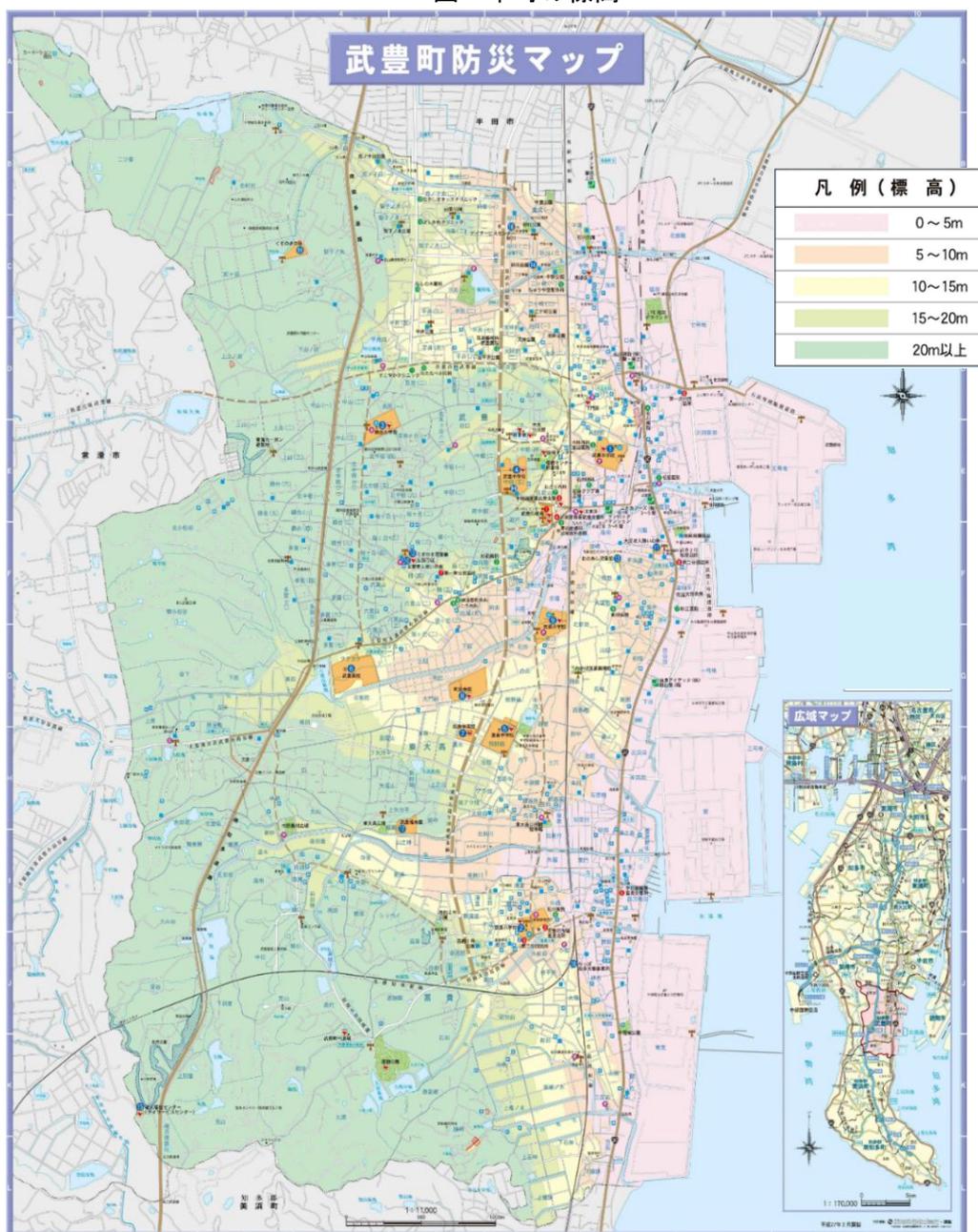
(2) 建築物の敷地の安全対策

本町東側は三河湾に面しており、衣浦港周辺の埋立地など、液状化の危険性が高い地域があります。そのため、本町では、大規模な地震が発生した際の液状化危険度の想定について、ホームページ、防災マップ、地震・津波ハザードマップを通じ、周知を図っています。

また、大規模な地震が発生した際、津波による浸水被害も想定されます。そのため、本町では、「武豊町防災マップ」において各地区の概ねの標高を示すとともに、防災啓発イベントや防災訓練等を通じ、危険性の周知を図っています。

上記のような危険性の周知と併せ、災害啓発イベントや防災訓練等を通じて対策方法等に関する情報提供も行っており、今後も対策を促進します。

図 本町の標高



出典：武豊町防災マップ（平成27年3月作成）

第6章 計画達成に向けて

6-1 耐震化の進捗管理と計画の見直し

- ・住宅については、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績とともに、住宅・土地統計調査の結果等も参考にして進捗状況の確認に努めます。
- ・住宅以外の民間建築物については、特定既存耐震不適格建築物台帳等により進捗状況の確認に努め、耐震化の促進を図るものとします。
- ・公共建築物については、進捗状況を定期的に確認しながら耐震化を図ります。
- ・本計画については、県計画や他の関連計画等に照らして内容を検証し、適宜見直しを行うこととします。
- ・また、県の動向等に応じ、新たな補助制度・支援措置の創設について検討します。



武豊町建築物耐震改修促進計画

令和3年3月策定

武豊町役場 建設部 都市計画課

〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

TEL (0569) 72-1111 (代表)

FAX (0569) 73-0001

メールアドレス toshi@town.taketoyo.lg.jp

ホームページ <http://www.town.taketoyo.lg.jp/>